

投資関連コスト比較調査

(欧州・ロシア・CIS・北アフリカ)

2016 年 2 月

日本貿易振興機構（ジェトロ）

在欧州・ロシア・CIS・カイロ事務所

海外調査部 欧州ロシア CIS 課・中東アフリカ課

レポートをご覧いただいた後、アンケート（所要時間：約 1 分）にご協力ください。
<https://www.jetro.go.jp/form5/pub/ora2/20150134>

2016 年 2 月発行

独立行政法人 日本貿易振興機構
海外調査部 欧州ロシア CIS 課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1 丁目 12 番 32 号
アーク森ビル
電話 (03) 3582-5569

【免責条項】

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。

ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

禁無断転載

ジェトロが 2015 年央に欧州・ロシア CIS・北アフリカ地域を対象に実施した投資関連コスト比較調査によると、賃金上昇率は、依然として欧州債務危機の影響が色濃く残る西欧では軒並み低く抑えられている。一方、CIS 諸国や一部の中・東欧諸国では上昇率が高くなった。また 2014 年度に一部の国で見られた法人税率の引き下げ傾向はおさまった。

<依然として停滞傾向の続く西欧>

2015 年の名目賃金上昇率は、西欧を中心に低く抑えられ、ユーロ圏諸国は総じて 3%以下となり、バルセロナはマイナス 0.3%だった。欧州債務危機の影響は依然として欧州経済に深く残っており、デフレや賃金上昇の抑制、経済成長の鈍化へとつながっている。一方、CIS 諸国や一部の南東欧諸国では 2014 年と同様に高い伸びがみられたものの、伸び率は全般的にやや鈍化した。タシケントは 23.2%、サンクトペテルブルグは 10.7%、モスクワは 10.3%、アルマトイは 9.1%、ソフィアは 6.8%、ブカレストは 5.9%だった。

西欧に比べて CIS や中・東欧地域の名目賃金上昇率は高いものの、西欧との賃金水準の格差は依然として大きく、おおむね西欧、ロシア、中・東欧、CIS、北アフリカの順に賃金水準が下がっていく。ただし南東欧と CIS、北アフリカについては、国によって賃金水準の差が縮まりつつある。

ワーカー（一般工）の月額賃金を比較すると、上位の都市は前年調査とほぼ変わらなかった。最も高いのがジュネーブ（5,915 ユーロ）、次いでデュッセルドルフ（3,524 ユーロ）、ストックホルム（2,925 ユーロ）、ブリュッセル（2,910 ユーロ）だった（図参照）。

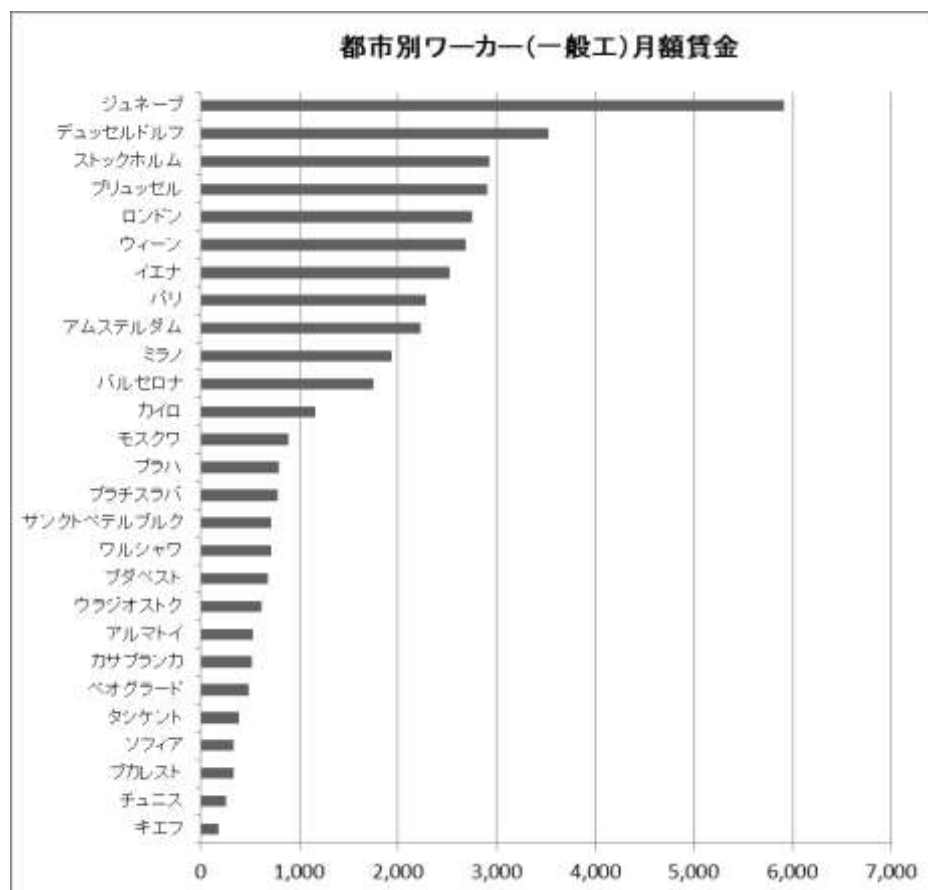
一方、ワーカーの賃金が低いのは、キエフ（144～219 ユーロ）、チュニス（159～368 ユーロ）、ブカレスト（276～400 ユーロ）だった。

エンジニアの月額賃金（平均値）は、高い方からジュネーブ（8,091 ユーロ）、パリ（4,134～6,627 ユーロ）、デュッセルドルフ（4,963 ユーロ）、ロンドン（4,924 ユーロ）の順だった。ジュネーブはトップの地位を維持し続けており、安定的かつ圧倒的な賃金水準の高さは際立っている。

<付加価値税率引き上げ、法人税引き下げは落着>

税制に関しては、調査を実施した 2015 年 7 月時点では、欧州、ロシア・CIS、北アフリカ地域ともに 2014 年から大きな動きがなかった。欧州諸国でここ数年間、財政赤字削減のための付加価値税（VAT）率の引き上げが続いていたが、2014 年にある程度この傾向が落ち着き、2015 年には完全に収束した。また、2014 年には一部の国で、景気対策と産業立地としての競争力確保を目的とした法人税率の引き下げが行われたが、この傾向についても 2015 年までは続かなかった。

本調査は、在欧州、ロシア・CIS、エジプトのジェトロ事務所を通じて現地政府機関、関連企業、進出日系企業、現地日系商工会議所などから 2015 年 7 月時点の情報を収集した結果をまとめたもの。賃金、税制のほか、土地代、輸送費、公共料金などを調査し、2015 年 7 月 1 日時点の銀行間レートでドルまたはユーロに換算した。データは一部都市を除いて[ジェトロ投資コスト比較調査ウェブサイト](#)に掲載している。



(出所)調査資料を基に作成

(ユーロ)

欧州地域・2015年投資コスト比較調査

本資料をご利用頂く場合、参照される国名（調査都市）を下記の目次から選択下さい。
下記の「国名（調査都市）」は対応ページにリンク設定されていますので、該当部分にアクセスできます。

	<u>賃金総括表</u>	4
	＜西欧＞	
1	<u>ベルギー(ブリュッセル)</u>	5
2	<u>オランダ(アムステルダム)</u>	7
3	<u>フランス(パリ)</u>	9
4	<u>イタリア(ミラノ)</u>	11
5	<u>スペイン(バルセロナ)</u>	13
6	<u>英国(ロンドン)</u>	15
7	<u>ドイツ(デュッセルドルフ)</u>	17
8	<u>ドイツ(イェナ)</u>	19
9	<u>オーストリア(ウィーン)</u>	21
10	<u>スイス(ジュネーブ)</u>	23
11	<u>スウェーデン(ストックホルム)</u>	25
	＜中・東欧＞	
12	<u>チェコ(プラハ)</u>	27
13	<u>ハンガリー(ブダペスト)</u>	29
14	<u>ポーランド(ワルシャワ)</u>	31
15	<u>スロバキア(ブラチスラバ)</u>	33
	＜南東欧＞	
16	<u>ルーマニア(ブカレスト)</u>	35
17	<u>ブルガリア(ソフィア)</u>	37
18	<u>セルビア(ベオグラード)</u>	39
	＜ロシア、CIS諸国＞	
19	<u>ロシア(モスクワ)</u>	41
20	<u>ロシア(サンクトペテルブルク)</u>	43
21	<u>ロシア(ウラジオストク)</u>	45
22	<u>ウクライナ(キエフ)</u>	47
23	<u>ウズベキスタン(タシケント)</u>	49
24	<u>カザフスタン(アルマトイ)</u>	51
	＜北アフリカ＞	
25	<u>エジプト(カイロ)</u>	53
26	<u>モロッコ(カサブランカ)</u>	55
27	<u>チュニジア(チュニス)</u>	57

賃金(月額)総括表

【 西 欧 】

(単位:ユーロ)

国	ベルギー	オランダ	フランス	イタリア	スペイン	英国
調査都市	ブリュッセル	アムステルダム	パリ	ミラノ	バルセロナ	ロンドン
法定最低賃金	1,502	1,508	1,457	1,298	649	938
ワーカ	2,910	2,123～2,333	2,107～2,459	1,938	1,198～2,293	2,754
エンジニア	4,814	3,699～4,065	4,134～6,627	4,166～5,000	2,518～3,566	4,924
中間管理職	6,857	4,680～5,143	5,421	3,750～4,583	2,334～6,886	6,795
営業職	2,601	4,092～4,497	2,747～3,544	2,917～4,167	1,869～3,707	4,133
店舗スタッフ(アパレル)	2,377	1,638	1,612～2,042	n.a.	1,489	1,942
店舗スタッフ(飲食)	2,194	1,715	1,697～2,138	n.a.	1,093	1,568

国	ドイツ	東部ドイツ	オーストリア	スイス	スウェーデン
調査都市	デュッセルドルフ	イエナ	ウィーン	ジュネーブ	ストックホルム
法定最低賃金	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.	n.a.
ワーカ	3,524	2,522	2,692	5,915	2,925
エンジニア	4,963	3,562	3,863	8,091	3,970
中間管理職	8,181	6,035	5,565	8,535	5,852
営業職	3,991	2,862	n.a.	8,537	4,164
店舗スタッフ(アパレル)	2,573	2,203	2,132	4,395	3,001
店舗スタッフ(飲食)	2,184	1,634	2,030	3,872	2,428

【 中 ・ 東 欧 】

国	チェコ	ハンガリー	ポーランド	スロバキア
調査都市	プラハ	ブダペスト	ワルシャワ	ブラチスラバ
法定最低賃金	337	334	418	380
ワーカ	796	357～1,001	528～894	785
エンジニア	1,247	502～2,529	966～1,556	1,204
中間管理職	3,215	510～3,545	1,505～2,423	2,099
営業職	1,508	685～3,205	968～1,539	1,053
店舗スタッフ(アパレル)	630	462	484～656	677
店舗スタッフ(飲食)	575	397	484～656	677

【 南 東 欧 】

国	ルーマニア	ブルガリア	セルビア
調査都市	ブカレスト	ソフィア	ベオグラード
法定最低賃金	235	194	161
ワーカ	276～400	339	383～581
エンジニア	1,130～1,721	582	608～1,981
中間管理職	2,081～2,654	880	1,162～2,641
営業職	n.a.	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	231	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	311	231	265

【 ロシア・CIS 諸国 】

国	ロシア	ロシア	ロシア	ウクライナ	ウズベキスタン	カザフスタン
調査都市	モスクワ	サンクトペテルブルク	ウラジオストク	キエフ	タシケント	アルマトイ
法定最低賃金	268	123～153	97	52	42	103
ワーカ	661～1,120	584～844	452～785	144～219	388	532
エンジニア	925～3,240	735～1,148	863～1,603	171～330	546	725
中間管理職	1,309～4,465	1,341～3,174	1,196～3,215	300～836	1,093	1,209
営業職	733～1,742	908～2,397	266～757	214～429	388	967
店舗スタッフ(アパレル)	642～1,139	520～564	172～430	129～281	229	387
店舗スタッフ(飲食)	540～1,260	n.a.	162～1,135	109～169	317	387

【 中 東 ・ 北 アフリカ 】

国	エジプト	モロッコ	チュニジア
調査都市	カイロ	カサブランカ	チュニス
法定最低賃金	141	237	127
ワーカ	192～2,122	237～793	159～368
エンジニア	285～4,130	785～1,878	598～1,380
中間管理職	625～3,290	862	1,150
営業職	238～2,122	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(アパレル)	n.a.	n.a.	n.a.
店舗スタッフ(飲食)	n.a.	n.a.	n.a.

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,231	2,910	出所：ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2012」(2012年7月10日) 元データは2012年7月時点のものであり、その金額に2013～2015年の年間名目賃金上昇率(2.4%、0.8%、0.3%)を乗じた増加分を加算 組立工の場合 基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,345	4,814	出所：ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2012」(2012年7月10日) 元データは2012年7月時点のものであり、その金額に2013～2015年の年間名目賃金上昇率(2.4%、0.8%、0.3%)を乗じた増加分を加算 電気工学エンジニアの場合 基本給のみ。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,613	6,857	出所：ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2012」(2012年7月10日) 元データは2012年7月時点のものであり、その金額に2013～2015年の年間名目賃金上昇率(2.4%、0.8%、0.3%)を乗じた増加分を加算 管理マネージャー の場合 基本給のみ。
	4.営業職(月額)	2,888	2,601	出所：ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2012」(2012年7月10日) 元データは2012年7月時点のものであり、その金額に2013～2015年の年間名目賃金上昇率(2.4%、0.8%、0.3%)を乗じた増加分を加算 実演販売員、訪問販売員、電話/インターネットでの販売員の場合 基本給のみ。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,639	2,377	出所：ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2012」(2012年7月10日) 元データは2012年7月時点のものであり、その金額に2013～2015年の年間名目賃金上昇率(2.4%、0.8%、0.3%)を乗じた増加分を加算 店舗販売員の場合 基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,436	2,194	出所：ベルギー連邦経済省「Salaires mensuels bruts moyens 1999 - 2012」(2012年7月10日) 元データは2012年7月時点のものであり、その金額に2013～2015年の年間名目賃金上昇率(2.4%、0.8%、0.3%)を乗じた増加分を加算 飲食店スタッフの場合 基本給のみ。
	6.法定最低賃金	1,667	1,502	出所：ベルギー連邦雇用省 改定日：2015年1月1日 18歳以上の被雇用者に対して適用 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1) 二重休暇手当： ホワイトカラーの場合、給与(月額)の92% 2) 年末手当： 一般的に、最大で給与(月額)の1ヵ月相当		出所：社会保障サイト(www.socialsecurity.be) 二重休暇手当は、主要バカンス期に支給 年末手当(「13ヵ月目」「クリスマス手当」とも言う)は、産業別の労働協約または個別の労働契約に従って、通常12月末までに支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率：32.94～34.65% 被雇用者負担率：13.07% ■雇用者負担率の内訳： 年金保険：8.86% 医療保険：6.15% 失業保険：1.46% その他：16.47%(従業員数10人未満)～18.18%(従業員数20人以上) ■被雇用者負担率の内訳： 年金保険：7.50% 医療保険：4.70% 失業保険：0.87%		出所：ベルギー企業連盟(FEB)サイト(www.feb.be) (2015年第2四半期の数値) 雇用者負担率は従業員数によって異なる。
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年：3.2% 2013年：2.4% 2014年：0.8%		出所：ベルギー国立銀行
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	616～858	555～773	出所：ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の売地(1,001～2,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.33～7.13	3.00～6.42	出所：ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル首都圏の借地(1,001～2,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	11～21	10～19	出所：ブリュッセル首都圏開発公社(SDRB) ブリュッセル中心地の事務所(500～1,000m2) 諸経費・諸税含まず(VAT非課税)
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	776～2,776	699～2,500	出所：イモウェブ(Immoweb) 地区名：ウォルウェ・サン・ピエール地区 住宅の種類：アパートメント 占有面積：2ベッドルーム VAT非課税。管理費等の諸経費含まず 毎年、物価上昇率を踏まえたインデクゼーションによる家賃値上げが一般的 3年未満の契約解除には、入居年数に応じて家賃1～3ヵ月分の違約金が発生する。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.47～18 1kWh当たり料金:0.22	月額基本料:4.03～16 1kWh当たり料金:0.20	出所:エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2015年7月時点の「イージー・プロ(固定料金、1年契約)」プラン ブリュッセル首都圏の場合。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:3.92～16 1kWh当たり料金:0.19	月額基本料:3.53～14 1kWh当たり料金:0.17	出所:エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2015年7月時点の「イージー(固定料金、3年契約)」プラン。VAT(6%)含む ブリュッセル首都圏の場合。
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.33 1m3当たり料金:3.74～ 4.37	月額基本料:2.10 1m3当たり料金:3.37～ 3.94	出所:ブリュッセル水道局(HYDROBRU) 月額基本料は年額を月額換算 VAT(6%)含む。
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.61～95 1m3当たり料金:0.60～ 0.81	月額基本料:4.15～85 1m3当たり料金:0.55～ 0.75	出所:エレクトラベル(ベルギー電力・ガス会社) 月額基本料は年額を月額換算。ただし、消費量によって変動する。2015年7月時点の「イージー・プロ(固定料金、1年契約)」プラン ブリュッセル首都圏の場合 月額基本料には配送料、検針料含む 天然ガス。
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,600 (2)4,079 (3)3,225	(1)2,342 (2)3,674 (3)2,905	出所:在ベルギー運送会社 工場立地:ザベンテム 最寄り港:アントワープ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ザベンテム)→アントワープ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→アントワープ港→工場立地(ザベンテム)
為 替	19.為替レート	1米ドル=0.9007ユーロ (2015年7月1日付)		
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	33.99		出所:ベルギー連邦財務省 基本税率は33%。課税所得が32万2,500ユーロであれば以下のとおりそれぞれの所得について軽減税率が課される 24.25%(0～2万5,000ユーロ) 31%(2万5,000ユーロ超～9万ユーロ) 34.50%(9万ユーロ超～32万2,500ユーロ) 33%(32万2,500ユーロ超) 法人所得税に加え、危機加算(Crisis contribution)3%がかけあわされる。また、みなし利息控除制度などあり。
	21.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:ベルギー連邦財務省 最低25%から最高50%までの5段階 課税所得が8,680ユーロ以下:25% 8,680ユーロ超～1万2,360ユーロ:30% 1万2,360ユーロ超～2万600ユーロ:40% 2万600ユーロ超～3万7,750ユーロ:45% 3万7,750ユーロ超～:50% その他、各種控除制度などあり。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所:ベルギー連邦財務省 国税 軽減税率: 食料、新聞・書籍、水道料金など:6% レストランサービス、マーガリン、特定固定燃料など:12%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第11条)、同改定議定書(第2条) ベルギー法の定める要件を満たせば源泉税が免除される。
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	親子間:5 その他:15		出所:日本との租税条約(第10条)、同改定議定書(第1条) 親子間要件:持株比率25%以上、6ヵ月以上保有していること ベルギー法により一定要件を満たせば源泉税が免除。
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第12条)

オランダ(調査都市:アムステルダム)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,357～2,590	2,123～2,333	出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 金属産業部門の一般工の平均年収に基づき計算(2ヵ月相当の固定賞与含む)
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,107～4,513	3,699～4,065	出所:EPROM(人材コンサルタント会社) エンジニアの平均年収をもとに計算(2ヵ月の固定賞与含む)
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	5,196～5,710	4,680～5,143	出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 中間管理職の平均年収をもとに計算(2ヵ月の固定賞与含む)
	4.営業職(月額)	4,543～4,993	4,092～4,497	出所:EPROM(人材コンサルタント会社) 営業職の平均年収をもとに計算(2ヵ月の固定賞与含む)
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,819	1,638	出所:アパレル・スポーツ用品小売業労働協約 店舗スタッフの賃金 基本給含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,904	1,715	出所:飲食業労働協約 店舗スタッフの賃金 基本給含む
	6.法定最低賃金	1,674	1,508	出所:オランダ社会・雇用省 23歳以上の月額 改定日:2015年7月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)約2ヵ月相当		出所:最低賃金および最低休暇手当法(第15条) 年収の最低8%相当を休暇手当として支給することが義務付けられている
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:18.07% 被雇用者負担率:28.15% 雇用者負担率の内訳: 労働障害保険:6.33% 失業保険:4.29% 医療保険:6.95% その他:0.50% 被雇用者負担率の内訳: 国民老齢年金保険:17.90% 遺族年金保険:0.60% 長期介護保険:9.65%		出所:オランダ国税庁
地価・事務所賃料等	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:1.6% 2013年:1.2% 2014年:1.0%		出所:オランダ経済政策分析局
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	241～492	217～443	出所:ヘメンテ・アムステルダム・オントウィケリンスベドライフ(アムステルダム市地域開発公社) アムステルダム市内7ヵ所の工業団地 不動産譲渡税(6%)含む
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.69～11	6.03～10	出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市内4ヵ所の工業団地 2.50ユーロ(月額)のサービス料含む
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	32～54	29～49	出所:DTZ Zadelhoff(オランダ最大不動産会社) アムステルダム市のZuidas(ザウドアス)地区 5.83ユーロ(月額、m2当たり)のサービス料含む 占有面積:250m2
地価・事務所賃料等	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,887	1,700	出所:現地不動産会社から聴取 地区名:アムステルフェーン市(日本人駐在員が多いアムステルダム市の隣町) 住宅の種類:コンドミニアム、3LDK 占有面積:115m2 VAT対象外、光熱費、市税含まず

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:140 1kWh当たり料金: 0.18～0.20	月額基本料:126 1kWh当たり料金: 0.16～0.18	出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量100kVA～160kVA、エネルギー税と再生可能エネルギー貯蔵税込み
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:22 1kWh当たり料金:0.26	月額基本料:20 1kWh当たり料金:0.23	出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 容量75アンペア、エネルギー税と再生可能エネルギー貯蔵税込み
水 道 料	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:4.13～78 1m3当たり料金:1.85	月額基本料:3.72～70 1m3当たり料金:1.67	出所: Waternet(アムステルダム市水道・下水道公社) 月額基本料は最大供給能力によって異なる(1.5～600m3/h) 水道税(1m3当たり0.333ユーロ、300m3まで)含む
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:229 1m3当たり料金:0.51	月額基本料:206 1m3当たり料金:0.46	出所: NUON(エネルギー供給会社)、LIANDER(エネルギー供給網オペレーター) 月額基本料は65Nm3/h供給能力契約 1m3当たり料金はエネルギー税、再生可能エネルギー貯蔵税、地域別供給追加料金含む 天然ガス
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,087 (2)2,817 (3)3,215	(1)1,880 (2)2,537 (3)2,896	出所: オランダ運送会社 工場立地: アムステルダム 最寄り港: ロッテルダム港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→横浜港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費400ユーロ、THC242ユーロ、ISPS18ユーロ、チャージLSS(Low Sulphur Surcharge) 33ユーロ、通関等諸経費124ユーロ (2)第3国輸出: 工場立地(アムステルダム)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費400ユーロ、THC254ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費175ユーロ (3)対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(アムステルダム) 海上輸送費以外の経費は以下の通り: 陸送費400ユーロ、THC242ユーロ、ISPS18ユーロ、通関等諸経費298ユーロ (1)～(3)すべてBAF、CAF含む
為 替	19.為替レート	1米ドル＝0.9007ユーロ (2015年7月1日付)		
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	20、25		出所: オランダ財務省 課税対象所得額が、20万ユーロ以下:20.0%、20万1ユーロ以上:25%の2段階 受取利子含む キャピタルゲイン、受取配当金については一定要件を満たせば資本参加免税制度により非課税
	21.個人所得税 (最高税率%)	52		出所: オランダ財務省 2015年1月改正 36.5%～52%まで 課税所得が1万9,822ユーロ以下:36.5% 19,823～33,589ユーロ:42% 33,590～57,585ユーロ:42% 57,586ユーロ以上:52% 課税所得の第1区分と第2区分は、所得税と国民社会保険掛金の合計レートが適用される。第3区分と第4区分は所得税だけが対象となる
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所: オランダ財務省 名称: 付加価値税(BTW) 標準税率:21% 軽減税率: 食料、水道水、農産物、医薬品、書籍、雑誌、新聞、園芸業用ガス・石油など必需品:6% 医療、銀行、保険などの特定サービス:0%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0		出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第11条) 条約上限度税率は10%とされている。次の場合に該当する利子は、利子が生じた締約国では免税とされ、他方の締約国でのみ課税される (i) 受益者が締約国政府、地方政府、地方公共団体、中央銀行、締約国政府が所有する機関である場合 (ii) 利子が(i)によって保証された債権、(i)によって保険の引受けが行われた債権または(i)による間接融資に係る債権に関して支払われる場合 (iii) 受益者が次のいずれかである場合 (a) 銀行 (b) 保険会社 (c) 証券会社など (iv) 年金基金など ただし、オランダでは利子に対する源泉税課税はなされておらず、実際の税率は引き続き0%である
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第10条) 議決権付き株式を10%以上、6ヵ月以上保有する親子会社間:5% 議決権付き株式を50%以上、6ヵ月以上保有する親子会社間、年金基金:0%
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	0		出所: オランダ財務省、日本との租税条約(第12条) オランダではロイヤルティに対する源泉税課税はない

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,339～2,730	2,107～2,459	出所: 国立統計経済研究所 (INSEE) “Salaire brut en equivalent temps plein (ou brut annuel), par secteur et categorie socioprofessionnelle simplifiee” 「製造業工場労働者」 年額を月額換算。社会保障(被雇用者負担)、残業、変動賞与など含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,590～7,358	4,134～6,627	出所: 国立統計経済研究所 (INSEE) “Salaire en equivalent temps plein (ou brut annuel), par âge et PCS(profession et catégorie socioprofessionnelle)” 年額を月額換算。社会保障(被雇用者負担分)、残業、変動賞与等含む。 前年の統計に2014年の賃金上昇率(1.7%)を掛けた数値。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,019	5,421	出所: 国立統計経済研究所 (INSEE) “Salaire brut en equivalent temps plein (ou brut annuel), par secteur et categorie socioprofessionnelle simplifiee” 年額を月額換算。社会保障(被雇用者負担)、残業、変動賞与など含む。
	4.営業職(月額)	3,050～3,935	2,747～3,544	出所: 国立統計経済研究所 (INSEE) “Salaire brut en é quivalent temps plein (ou brut annuel), par âge et PCS (profession et catégorie socioprofessionnelle)” 社会保障(被雇用者負担分)、諸手当を含む。 年額を月額換算。 前年の統計に2014年の賃金上昇率(1.7%)を掛けた数値。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,790～2,267	1,612～2,042	出所: 国立統計経済研究所 (INSEE) “Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle” 年額を月額換算。社会保障(被雇用者負担分)、残業、変動賞与等含む。 前年の統計に2014年の賃金上昇率(1.7%)を掛けた数値。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,884～2,373	1,697～2,138	出所: 国立統計経済研究所 (INSEE) “Salaire brut horaire, par âge et profession et catégorie socioprofessionnelle” 年額を月額換算。社会保障(被雇用者負担分)、残業、変動賞与等含む。 前年の統計に2014年の賃金上昇率(1.7%)を掛けた数値。
	6.法定最低賃金	a)10.67 b)1,618.21	a)9.61 b)1,457.52	出所: フランス内閣 法律・行政情報局、レジフランス 改定日: 2015年1月1日 a) 時給 b) 月額 (社会保障雇用者負担含む)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給(月額)1ヵ月相当		出所: 法令解説書”Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2015”
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 41.54% 被雇用者負担率: 21.46% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 4.00% 医療保険: 13.10% 年金: 17.25% その他: 7.20% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.40% 医療保険: 0.75% 年金: 10.45% その他: 7.86%		出所: 法令解説書”Momento Pratique Francis Lefebvre/Social 2015”
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 1.9% 2013年: 1.5% 2014年: 1.7%		出所: 国立統計経済研究所 (INSEE) “note de conjoncture”
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	100	90	出所: 企業向け不動産検索サイト(http://www.pole-implantation.org/) 工業団地名: ル・ゲ・ドウ・ロネ(パリから東に車で約1時間) 諸経費含まず。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.6	1.4	出所: 企業向け不動産検索サイト (http://www.entrepotonline.com/) 工業団地名: サヴィニー・ル・タンブル 諸経費を含まず。 年額を月額換算。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1)60 (2)44	(1)54 (2)40	出所: CBリチャード・エリス(法人向け大手不動産) (1)新築・改築 (2)中古 地区名: パリ中心、西地区 諸経費含まず。 年額を月額換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,443～3,264	2,200～2,940	出所: 賃貸物件検索サイト(www. seloger. com) 地区名: パリ16区 住宅の種類: コンドミニアム 占有面積: 80～116.8m2 非課税、管理費含む。 諸経費(通常不動産手数料1～2ヵ月、保証金1～2ヵ月)含まず。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:56 1kWh当たり料金:0.11	月額基本料:50 1kWh当たり料金:0.1	出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 36kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8 1kWh当たり料金:0.16	月額基本料:7.2 1kWh当たり料金:0.14	出所: フランス電力公社(EDF) 出力: 6kVA 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用。 年額を月額換算。
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:2.01 1m3当たり料金:3.64	月額基本料:1.81 1m3当たり料金:3.28	出所: パリ水道公社 月額基本料、1m3当たり料金ともにVATは軽減税率 (5.5%)を適用。 年額を月額換算。
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:662 1m3当たり料金:0.42/0.70	月額基本料:596 1m3当たり料金:0.38/0.63	出所: GDFスエズ(フランスガス事業者) 月額基本料のみVATは軽減税率(5.5%)を適用 年間消費量に応じ基本料金が異なる。 夏/冬料金。年額を月額換算。 天然ガス。
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,177 (2)2,427 (3)2,677	(1)1,961 (2)2,186 (3)2,411	出所: 日本通運フランス 工場立地: パリ近郊 最寄り港: ルアーブル港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 陸送費(パリ近郊〜ルアーブル港):610ユーロ 海上輸送費(1)1,500ドル(2)1,750ドル(3)2,000ドル (1)対日輸出:工場立地(パリ近郊)→ルアーブル港→横 浜港 THC、BAF、CAF含む、その他手数料含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(20%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (2)第3国輸出:工場立地(パリ近郊)→ルアーブル港→ ニューヨーク港 THC、BAF、CAF等手数料含まず 海上輸送費VAT非課税 陸上輸送費VAT(20%)含まず 契約内容によってはVATの支払いが生じる (3)対日輸入:横浜港→ルアーブル港→工場立地(パリ 近郊) THCその他手数料含まず VAT(20%)含まず
為 替	19.為替レート	1米ドル=0.9007 (2015年7月1日付)		
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	33.3		出所: 一般税法典(219条) 売上高が763万ユーロに満たない中小企業には3万8,120 ユーロを上限に15%の優遇税率を適用。キャピタルゲイ ン含む。
	21.個人所得税 (最高税率%)	45		出所: 一般税法典(197条) 0、14、30、41、45%の5段階
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所: 一般税法典(278条〜281 nonies条) 軽減税率: 農産品(食用除く)、レストランなど一部のサービス:10% 食品、身体障害者用機器など: 5.5% 一部の医薬品、血液製剤など: 2.1%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第10条)
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	0		出所: 日本との租税条約(第12条)

		米ドル	現地通過 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー（一般工職）（月額）	2,152	1,938	出所：イタリア国家統計局（ISTAT） 2014年暫定値 基本給、賞与含む
	2.エンジニア（中堅技術者）（月額）	4,625～5,551	4,166～5,000	出所：Michael Page（Salary Survey 2015） ※プロジェクトエンジニア（経験10～20年程度／年間売上高1億5,000万ユーロ未満）の最低額と最高額 ※年間（グロス）を月額換算 基本給、社会保障（雇用者負担分）、賞与含む
	3.中間管理職（課長クラス）（月額）	4,163～5,088	3,750～4,583	出所：Michael Page（Salary Survey 2015） ※製造管理者（経験10～20年程度／従業員数200名以下）の最低額と最高額 ※年間（グロス）を月額換算 基本給、社会保障（雇用者負担分）、賞与含む
	4.営業職（月額）	3,239～4,626	2,917～4,167	出所：Michael Page（Salary Survey 2015） ※大口取担当マネージャー（経験3～5年程度）の最低額と最高額 ※年間（グロス）を月額換算額 基本給、社会保障（雇用者負担分）、賞与含む
	5-1.店舗スタッフ（アパレル）（月額）	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ（飲食）（月額）	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	1等級：1,440.90 8等級：2,590.40	1等級：1,297.82 8等級：2,333.17	出所：全国労働協約 機械金属部門（大企業）の場合 全国労働協約において、1等級は職業的知を必要としない直接作業を行う労働者、8等級は継続的に高いマネジメントスキルを発揮する権限を与えられており、組織的にプロフェッショナルかつ重要なビジネス上の目的の達成と事業の成長について責任を負っている労働者、と規定されている 改定日：2015年1月1日
	7.賞与支給額 （固定賞与+変動賞与）	給与（月額）の1ヵ月相当		出所：全国労働協約 13ヵ月目の給与支給が全国労働協約で規定されている（即ち賞与として給与1ヵ月相当を支給） 企業によっては14ヵ月目給与を支給、業績などに応じて加算を行う場合もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率：26.96～32.08% 被雇用者負担率：9.19～9.49% ■雇用者負担率の内訳； 年金基金：23.81% 健康保険：2.22% 出産保険：0.46% 失業保険：1.61% 退職金基金：0.2%もしくは0.4% 家族手当基金：0.68% その他：0～3.1%		出所：イタリア社会保障機構（INPS） ※一般製造業の場合 ただし、企業規模や職種によって異なる そのため、雇用者負担率と雇用者負担率の内訳の合計は一致しない
	9.名目賃金上昇率 （2012年→2013年→2014年）	2012年：1.5% 2013年：1.5% 2014年：1.2%		出所：イタリア国家統計局（ISTAT）
地価・事務所賃料等	10.工業団地（土地）購入価格（m2当たり）	292	263	出所：immonetwork.it 登録物件（データ平均値） ミラノ県内 税・諸経費含まず
	11.工業団地借料（月額）（m2当たり）	n.a.	n.a.	
	12.事務所賃料（月額）（m2当たり）	20	18	出所：Immobiliare.it 登録物件（中央値付近のデータの平均値） ミラノ市内 200～500m2 税・諸経費含まず
	13.駐在員用住宅借上料（月額）	1,055～3,886	950～3,500	出所：Immobiliare.it ミラノ市西部（ミラノ日本人学校付近） コンドミニウム、50～180m2 共益費含む 駐車場付き

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 119.46 (契約kW当たり): 4.14 1kWh当たり料金: 0.09	月額基本料: 107.6 (契約kW当たり): 3.73 1kWh当たり料金: 0.08	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、中圧電力 月間消費電力4GWh以上8GWh未満の場合 月額基本料は年額を月割
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:2.71 (契約kW当たり):0.71 1kWh当たり料金:0.22	月額基本料:2.44 (契約kW当たり):0.64 1kWh当たり料金:0.20	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、低圧電力、3kW需要 月間消費電力151kW以上～220kW未満の場合 月額基本料は年額を月割
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:1.44	月額基本料:- 1m3当たり料金:1.30	出所: Amiacque(ロンバルディア州水道事業者) ミラノ県内地域別料金の平均、上下水道使用料 込み
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:9.25 1m3当たり料金:0.49 1m3当たり税: 0.207	月額基本料:8.33 1m3当たり料金:0.44 1m3当たり税: 0.186	出所: a2a(イタリア電気事業者) ミラノ近郊、年間100万m3以上使用の場合 VATは22%で算出。一部業種にはVAT軽減税率 (10%)が適用される
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,400～1,811 (2)2,500～3,011 (3)2,500～3,011	(1)1,261～1,631 (2)2,251～2,712 (3)2,251～2,712	出所: 日系フォワーダー 工場立地: ミラノ 最寄り港: ジェノヴァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港 →横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ミラノ)→ジェノヴァ港 →ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ジェノヴァ港→工場立地 (ミラノ)
為 替	19.為替レート	1米ドル=0.9007ユーロ (2015年7月1日付)		
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	27.5		出所: 統一所得税法大統領令(1986年12月22 日第917号) を2008年予算法にて修正 ※ほかに地方税として、州事業税があるが、税 率は州および業種により異なる
	21.個人所得税 (最高税率%)	43		7万5,000ユーロ<年間所得(ネット)の場合 出所:統一所得税法・大統領令(1986年12月22 日第917号) 23%(1万5,000ユーロ以下) 27%(1万5,000.01～2万8,000ユーロ) 38%(2万8,000.01～5万5,000ユーロ) 41%(5万5,000.01～7万5,000ユーロ) 43%(7万5,000.01ユーロ以上)
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	22		出所: 大統領令1972年10月26日第633号を法 律2012年12月24日第228号にて2013年7月から 22%に改定。その後、緊急措置令2013年6月28 日第76号にて22%開始を10月に延期 名称: IVA (Imposta sul Valore Aggiunto) 軽減税率: 食料品など特定商品・サービスにつ いては、4%、10%の軽減税率あり
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10、15		出所: 日本との租税条約(第10条) ※:当該配当を受け取る者が利得の分配に係る 事業年度の終了日に先立つ6ヵ月を通じて、当 該配当を支払う法人の議決権のある株式の少な くとも25%を所有する法人である場合にのみ 10%、それ以外の場合:15%
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条)

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	1,330～2,546	1,198～2,293	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最少額は小企業で難易度の低い工程に従事する労働者、最大額は大企業で難易度の高い工程に従事する労働者の場合
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	2,796～3,959	2,518～3,566	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最小額はラボラトリー研究員、最大額はプロジェクトエンジニアの場合。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,592～7,646	2,334～6,886	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最少額は小企業の経理部門(コスト管理)、最大額は大企業の監査部門の場合
	4.営業職(月額)	2,075～4,116	1,869～3,707	出所:民間コンサルティング会社(給与統計) カタルーニャ州(バルセロナが所在する自治州)の職種・地域別統計 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算 最少額は販売員、最大額は営業専門職の場合。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	1,653	1,489	出所:スペイン国家統計局(INE)業種別賃金統計 小売業(自動車ディーラー除く)の全国平均 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,214	1,093	出所:スペイン国家統計局(INE)業種別賃金統計 飲食業の全国平均 基本給、社会保障(雇用者負担)、残業代、賞与含む 年額を月額換算
	6.法定最低賃金	649		出所:勅令1106/2014(2014年12月26日付) 改定日:2015年1月1日 月額(年額は給与12ヵ月分+賞与2ヵ月相当が前提であるため、9,080ユーロ)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	通常、給与(月額)2ヵ月相当		一般的には、年俸額(給与12ヵ月+賞与2ヵ月相当)を14ヵ月等分に分け、7月と12月の2回に分けて支給 その他、労働協約(Convenio Colectivo)に基づき、12～16ヵ月等分する企業もある ただし、営業などでは、売上高実績に応じたコミッション制度(ボーナス支給)を採用する場合もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:29.9% 被雇用者負担率:6.35% 雇用者負担率の内訳; 医療保険:23.6% 失業保険:5.50% 職業訓練:0.60% 倒産保険:0.20%		出所:スペイン予算法2015年Ley36/2014 2014年12月26日付 被雇用者の職種に応じた基本額(2015年は757～3,606ユーロの範囲内)に左記負担率を掛けて算出 労災保険率は業種により異なる(0.90～7.15%) 2010年12月より日本との二国間社会保障協定が発効 発効後は、駐在期間が5年以内の場合、(関係会社間)派遣労働許可を取得し、日本の年金制度とスペインの労災保険のみの加入で済む
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:△0.6% 2013年:0.2% 2014年:△0.3%		出所:スペイン国家統計局(INE) 労働賃金統計
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	649	585	出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2014年)
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.98	2.68	出所:商業不動産会社Aguirre Newman バルセロナ県内平均(2014年)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	11～21	10～19	出所:CBリチャードエリス バルセロナ市内および近郊
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,221～2,776	1,100～2,500	出所:不動産仲介ポータルサイトIdealista.com 地区名:レスコルツ地区マンション、80m2以上、2～3部屋、駐車場付き 家具付き物件あり 共益費は物件により異なる 契約時に1～2ヵ月相当の敷金

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 29 1kWh当たり料金: 0.005	月額基本料: 26 1kWh当たり料金: 0.005	出所: エンデサ(スペイン電気事業者) 2008年7月より自由化 契約電圧36.0～72.5kV、消費電力1,000kWhの場合の平均的な料金 料金は使用料によって異なる 特別税(4.864%、内税)含む
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 4.95 1kWh当たり料金: 0.19	月額基本料: 4.46 1kWh当たり料金: 0.17	出所: スペイン産業・エネルギー・観光省 料金は使用量によって異なる
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: - 1m3当たり料金: 1.81～	月額基本料: - 1m3当たり料金: 1.63～	出所: アイグアス・デ・バルセロナ(バルセロナ州水道事業者) 月額基本料は供給力や汚染率によって異なる 汚染率に応じて上下水道税が上乗せされるため、上限価格設定はない
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 4.0 1kWh当たり料金: 0.04	月額基本料: 3.6 1kWh当たり料金: 0.03	出所: ガス・ナトゥラル(スペインガス事業者) 天然ガス
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,923 (2) 2,165 (3) 3,496	(1) 1,732 (2) 1,950 (3) 3,149	出所: 運輸会社 工場立地: バルセロナ 最寄り港: バルセロナ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(バルセロナ周辺近郊)→バルセロナ港→ニューヨーク港 (3) 対日輸入: 横浜港→バルセロナ→工場立地(バルセロナ周辺近郊) (1) 国内輸送費(350ユーロ)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) (2) 国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル+BAF含む) (3) 国内輸送費(同上)+海上輸送費(ドル、BAF/CAF含む) 注: 2015年9月現在、いずれも海上保険料、通関諸経費、港湾経費、テンポラル サーチャージを除く輸送費のみ。スエズ運河サーチャージ、海賊対策費は船会社 によって異なる
為 替	19.為替レート	1米ドル＝0.9007ユーロ (2015年7月1日付)		
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	28		出所: 法35/2006、勅令法20/2011、法27/2014 すべての法人所得が課税対象 現在、段階的減税が行われており、2015年は28%、2016年は25%に引き下げ 原則としてキャピタルゲイン、受取配当金、受取利子を含むが、スペイン所在の持 株会社(Entidades de Tenencia de Valores Extranjeros)における国外子会社から の受取配当金ならびにキャピタルゲインは、法人税課税対象外となる(日本本社 へこれらの再配当を実施した場合は、日本への配当源泉税免除が適用される) 中小・零細企業向け軽減税率あり: 25%、20% 25%(前年度の純売上高が1,000万ユーロ未満の中小企業について、課税対象額 30万ユーロまで適用) 20%(2009年からの特別減税として、前年度の純売上高が500万ユーロ未満、従 業員25人未満の零細企業で、新規雇用創出・雇用維持に貢献した場合、課税対 象額30万ユーロまで適用) ただし、上記の中小企業向け軽減法人税は、グループ企業については連結の売 上高が考慮されるため、外資系企業のスペイン子会社の場合は適用外となる場 合が多い
	21.個人所得税 (最高税率%)	47		出所 法26/2014 最低 20.00%から最高 47%までの 5段階(20、25、31、39、47)の累進税率で源泉 税徴収する 配当金・利子・キャピタルゲイン所得の税率は3段階で、20、22、24%。各種控除あ り。国外での所得も含むすべての所得が課税対象 なお、自治州には部分的に税率を独自に設定できる権限があり、現在の確定申告 時の最高税率は 44.5～49%と州によって異なる 外資系企業の駐在員は、当初6年間まで個人所得税を非居住者扱いとして申告す ることが可能。その際の税率は、非居住者向け一般税率 24.00% その他、州によって異なるがスペイン居住者の場合、たとえばカタルーニャでは50 万ユーロ以上の資産を持つ場合には財産税が課税、マドリードは現在免税
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21		出所: 法37/1992、法26/2009、勅令法20/2011、勅令法20/2012、法28/2014 軽減税率10%: アルコール・清涼飲料を除く食品、飼料、家庭用医薬品など 超軽減税率4%: パン、小麦、ミルク、チーズ、書籍、医薬品などに適用
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所: 法43/1995、日本との租税条約(第10条) 持株会社が海外子会社からの受配金を再配当した場合(非課税扱い): 0% 当該子会社には25%以上出資の上、保有期間6ヵ月以上の場合: 10% 上記を満たさない場合: 15%
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: 日本との租税条約(第12条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,058	2,754	1,956	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,467	4,924	3,497	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	7,544	6,795	4,826	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	4.営業職(月額)	4,588	4,133	2,935	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,156	1,942	1,379	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,741	1,568	1,114	出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 年額を月額換算 基本給、残業代、賞与、各種手当含む
	6.法定最低賃金	①6.05 ②8.29 ③10.47 ④1,041 ⑤1,710 ⑥2,162	①5.45 ②7.46 ③9.43 ④938 ⑤1,540 ⑥1,947	①3.87 ②5.30 ③6.70 ④666 ⑤1,094 ⑥1,383	出所:英国ビジネス・イノベーション・職業技能省 改定日:2015年10月1日(予定) 時給:①16~17歳、②18~20歳、③21歳以上 月額:④16~17歳、⑤18~20歳、⑥21歳以上 上記年齢別時給を月額換算(法定週上限労働時間48時間(16~17歳は40時間)×4.3週(52週/12カ月))
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	賞与として年収の6.1%相当(平均)が支給されている			出所:英国国民統計局「2014 Annual Survey of Hours and Earnings Provisional Results (ASHE)」 調査対象全従業員の平均年収と平均賞与から算出
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:13.8% 被雇用者負担率:12.0% 雇用者負担率および被雇用者負担率の内訳:失業保険、医療保険、年金などを一括した社会保障制度となっており、負担率の詳細内訳は非公表			出所:英国歳入関税庁 雇用者負担率について: 「第1種保険料 Secondary(Employers' secondary Class 1)」: 週156ポンド以上の収入があり年金受給年齢以下の人に対して13.8%負担 「第1種A保険料(Class 1A)」:雇用者が提供する一定の現物給付(例、社用車、医療保険)に対して13.8%負担 被雇用者負担率について: 「第1種保険料 Primary(Employees' primary Class 1)」:年金受給年齢以下の人を対象に、週155~815ポンドまでの賃金に対して12%負担、週815ポンドを超える部分の賃金に対しては2%負担 2013年4月から、雇用者は給与支払いの時に、源泉徴収の詳細を英国歳入関税庁に通知することが義務付けられている
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:1.39% 2013年:1.16% 2014年:1.20%			出所:英国国民統計局 「Seasonally Adjusted Average Weekly Earnings」
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	294	265	188	出所: Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名:ミルトン・キーンズ ミルトンキーンズ内における11カ所の工業団地の平均により算出 諸経費含まず、VAT非課税
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	6.32~9.82	5.69~8.84	4.04~6.28	出所: Invest Milton Keynes(インベストミルトンキーンズ) 工業団地名:ミルトン・キーンズ ビジネスレート(非居住用資産に対して課される固定資産税)含まず 手数料約0.36~0.54ポンド/m2 年額を月額換算 VAT非課税
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	132.1	119.0	84.5	出所:CBRE「Global Office MarketView」 地区名:ロンドン(シティ) 税、管理費含む
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	4,154	3,741	2,657	出所:JAC Strattons(ジェイエイシーストラットンズ) 地区名:ロンドン(アクトン) 住宅の種類:ハウスタイプ(3ベッドルーム) 占有面積:100m2 家賃2,491.20ポンド/月 カウンスルタックス(固定資産税)166.23ポンド/月 諸経費(契約書手数料:180ポンド、敷金:家賃6週間相当など)含まず

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ポンド	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：n.a. 1kWh当たり料金：0.13	月額基本料：n.a. 1kWh当たり料金：0.11	月額基本料：n.a. 1kWh当たり料金：0.08	出所：英国エネルギー・気候変動省（DECC） 製造業600社における2014年第4四半期の平均 気候変動税、VAT含まず
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：13.22 1kWh当たり料金：0.22	月額基本料：11.91 1kWh当たり料金：0.20	月額基本料：8.46 1kWh当たり料金：0.14	出所：ブリティッシュガス ロンドン中心部における価格 料金算定方法： 日額基本料0.26ポンド×31（日）×1.05（VAT） 1kWh当たり料金0.1349ポンド×1.05（VAT） VATの軽減税率（5%）適用
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料：11.08 1m3当たり料金：3.41	月額基本料：9.98 1m3当たり料金：3.07	月額基本料：7.09 1m3当たり料金：2.18	出所：テムズウォーター、OFWAT（英国水道事業規制局） 年間使用量が上下水道ともに500m3以下、下水道パイプ 径が15mm以下の料金で、年額を月額換算 VAT含まず（上水道はVAT課税（20%、業種によって非課 税）、下水道はVAT非課税） 基本料金内訳は上水道1.92ポンド、下水道が5.17ポンド、 1m3当たりの料金内訳は上水道が1.3137ポンド、下水道 が0.8701ポンド
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	n.a.	n.a.	n.a.	非公表
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,757～1,957 (2) 1,857～2,057 (3) 2,597～2,797	(1) 1,583～1,763 (2) 1,673～1,853 (3) 2,339～2,519	(1) 1,124～1,252 (2) 1,188～1,316 (3) 1,661～1,789	出所：英国日本通運 工場立地：ミルトン・キーンズ 最寄り港：サザンプトン港 第3国仕向け港：ニューヨーク港 (1) 対日輸出：工場立地(ミルトン・キーンズ)→サザンプトン港→横浜港 (2) 第3国輸出：工場立地(ミルトン・キーンズ)→サザンプトン港→ニューヨーク港 (3) 対日輸入：横浜港→サザンプトン港→工場立地(ミルトン・キーンズ) 海上保険料、通関諸費用含まず 横浜港、ニューヨーク港に到着後の荷降ろし費等は別途発生する
為 替	19.為替レート	1米ドル＝0.6397、1ユーロ＝0.7102 （2015年7月1日付）			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	20			出所：英国歳入関税庁 施行日：2015年4月1日
	21.個人所得税 (最高税率%)	45			出所：英国歳入関税庁 所得の性質により税率は異なる ・利子所得：0%～45% ・配当所得：10%～37.5% ・非留保所得（給与所得などの上記以外の所得）：20%～45%
	22.付加価値税（VAT） (標準税率%)	20			出所：英国歳入関税庁 施行日：2011年1月4日 軽減税率： 5%：家庭用燃料や電気料金、公認の省エネ商品、衛生用品など 0%：食料品（ただし、酒類、スナック菓子、温かい食べ物、スポーツ飲料、アイスクリーム・ソフトドリンク・ミネラルウォーターなど含む）、書籍、子供衣服、公益事業、交通機関など VAT非課税：教育、金融、保険、医療など
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	0			出所：日本財務省および国税庁 日本との租税条約（第11条） ※2014年12月に発効した「日英租税条約を改正議定書」により10%から原則免税に変更
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所：日本財務省および国税庁 日本との租税条約（第10条） 親子会社間配当：免除（持株割合10%以上：配当が支払い法人において損金算入できる場合は10%の税率が適応される） 上記以外の一般配当：10% ※2014年12月に発効した「日英新租税条約改正議定書」により現在の税率に変更
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	0			出所：日本財務省および国税庁 日本との租税条約（第12条） 使用料については、一律源泉地国免税

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,913	3,524	出所: ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	5,510	4,963	出所: ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	9,083	8,181	出所: ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	4.営業職(月額)	4,431	3,991	出所: ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,857	2,573	出所: ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,425	2,184	出所: ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。西部ドイツの平均賃金。基本給、賞与含む
	6.法定最低賃金	9.44	8.50	出所: ドイツ連邦統計局 2015年1月から全業種共通の最低賃金が導入された。ただし、業種によって最低賃金の導入までの移行期間あり
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の20~110%相当		出所: ハンス・ベックラー財団経済社会科学研究所 業種、技能レベルなどによって異なる
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 20.625% 被雇用者負担率: 19.325% 雇用者負担率の内訳; 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.3% 介護保険: 1.175% 年金: 9.35% 労災保険: 1.3% 被雇用者負担率の内訳; 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.3% 介護保険: 1.175% 年金: 9.35%		出所: deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)および労働保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 2.5% 2013年: 1.4% 2014年: 2.6%		出所: ドイツ連邦統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	167	150	出所: デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名: デウーダーシュテッター通り工業団地 土地取得税は購入価格の6.5%、仲介手数料は購入価格の3.0~5.0%(交渉可、VAT含まず)、公証手続き1.0~1.5%。最低購入価格
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.55~6.11	5.00~5.50	出所: デュッセルドルフ市経済振興局 工業団地名: ラート工業団地 敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は借賃料の3~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	9.99~12.77	9.00~11.50	出所: デュッセルドルフ市経済振興局 地区名: ラート工業団地 敷金は賃料の2~3ヵ月相当、仲介手数料は賃料の3.5~4ヵ月相当(賃借期間によって異なる、VAT含まず)
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,332~2,054	1,200~1,850	出所: 不動産会社「ホーム・カンパニー」 地区名: メアブッシュ、ペンペルフォルト、レーリックの平均的な価格 住宅の種類: アパート 占有面積: 85~140m2 敷金として借上料2~3ヵ月相当、仲介手数料は契約期間によって異なる(最大2.38ヵ月)。電気・暖房費など雑費含む、家具付き

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 14 1kWh当たり料金: 0.23	月額基本料: 13 1kWh当たり料金: 0.21	出所: デュッセルドルフ現業公社
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 6.38 1kWh当たり料金: 0.29	月額基本料: 5.75 1kWh当たり料金: 0.26	出所: デュッセルドルフ現業公社
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 7.43 1m3当たり料金: 2.00	月額基本料: 6.69 1m3当たり料金: 1.80	出所: デュッセルドルフ現業公社 年間契約料80.25ユーロを月額換算
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 7.83 1m3当たり料金: 0.64	月額基本料: 7.05 1m3当たり料金: 0.58	出所: デュッセルドルフ現業公社 1kWh当たり0.056ユーロを1m3あたりに換算(換算係数10.288)
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,133 (2) 2,933 (3) 2,833	(1) 1,921 (2) 2,641 (3) 2,551	出所: 日系物流会社 工場立地: デュッセルドルフ 最寄り港: ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(デュッセルドルフ)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 (3) 対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(デュッセルドルフ) 注: コンテナ取扱料金(THC)含む
為替	19.為替レート	1米ドル=0.9007ユーロ (2015年7月1日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	15		出所: ドイツ連邦財務省 国税 法人税+地方税の実効税率は29.66%
	21.個人所得税 (最高税率%)	45		出所: ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。年収のうちを8,354ユーロ(配偶者なし)、1万6,708ユーロ(配偶者有)は控除。最高税率45%は年収25万731ユーロ以上、50万1,462ユーロ(配偶者有)以上の部分に適用。別途、連帯付加税5.5%、教会税9%が加算される
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所: ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍など: 7%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第11条) 日独両政府は2015年6月、新租税協定について実質合意
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第10条) 日独両政府は2015年7月、新租税協定について実質合意
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所: ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第12条) 日独両政府は2015年7月、新租税協定について実質合意

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,800	2,522	出所: イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量6万1～150万kWh未満の場合の料金、1kWh当たり 0.05642 ～0.05725ユーロを1m3当たりに換算(換算係数10.5) 天然 ガス
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	3,955	3,562	出所:ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金 基本給・賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	6,700	6,035	出所:ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金 基本給・賞与含む
	4.営業職(月額)	3,178	2,862	出所:ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金 基本給・賞与含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	2,446	2,203	出所:ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金 基本給・賞与含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	1,814	1,634	出所:ドイツ連邦統計局 2015年度第1四半期実績。東部ドイツの平均賃金 基本給・賞与含む
	6.法定最低賃金	9.44	8.50	出所: ドイツ連邦統計局 2015年1月から全業種共通の最低賃金が導入された。ただし、業種 によって最低賃金の導入までの移行期間あり
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の25～110%相当		出所: ハンス・ベックラー財団経済社会科学研究所 業種、技能レベルなどによって異なる
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 20.625% 被雇用者負担率: 19.325% 雇用者負担率の内訳; 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.3% 介護保険: 1.175% 年金: 9.35% 労災保険: 1.3% 被雇用者負担率の内訳; 雇用保険: 1.5% 医療保険: 7.3% 介護保険: 1.175% 年金: 9.35%		出所: deutschesozialversicherung.de(ドイツ社会保険情報サイト)およ び労働保険中央組織 労災保険は全額雇用者負担。業務の危険度によって料率が異なる
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 3.0% 2013年: 2.5% 2014年: 2.9%		出所:ドイツ連邦統計局
地価・ 事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	44～89	40～80	出所: イエナ経済振興機構に聴取 工業団地名: イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエ ナ・ロベダ) 左記に示した以外にも土地税(土地購入価格の3.5%)、公証人費用 (700ユーロ)、不動産登記費用(700ユーロ)が必要
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.33～10.55	3.00～9.50	出所: イエナ経済振興機構に聴取 工業団地名: イエナ市およびイエナ市近郊のJenA4工業団地(イエ ナ・ロベダ) クリーンルームなど特別な使用の場合は左記費用よりも高くなるが、 1m2あたり16.60ユーロが上限。土地の用途によっては、左記費用に 加えて、1m2あたり1.50 ～2.00ユーロの税がかかる場合がある
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	5.55～11.10	5.00～10.00	出所: ドイツ地域不動産、経済情報システム(2015年6月10日) 地区名: イエナ市およびイエナ市近郊の複数の事務所 土地の用途によっては、左記費用に加えて、1m2あたり2.44ユーロの 税がかかる場合がある
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,209～1,519	1,089～1,368	出所: イエナ市 地区名: イエナ市及びイエナ市近郊の住宅地域 住宅の種類: アパート(1～5部屋) 占有面積: 100m2の場合 追加設備使用料: 2.50～4.00ユーロ/m2 管理料1.80～2.00 ユーロ/m2 保証金(家賃1～2ヵ月相当)、仲介斡旋料(家賃1～2ヵ月相当)が必要 な場合がある

ドイツ(調査都市:イエナ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.91 1kWh当たり料金:0.31	月額基本料:8.93 1kWh当たり料金:0.28	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量1万kWh未満の場合。月額基本料107.10ユーロを月額換算
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:9.91 1kWh当たり料金:0.29	月額基本料:8.93 1kWh当たり料金:0.26	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量1万kWh未満の場合。月額基本料107.10ユーロを月額換算
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:317 1m3当たり料金:3.80	月額基本料:285 1m3当たり料金:3.43	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 月額基本料、2,465.28ユーロ(上水)+960ユーロ(下水)を月額換算(定格流量40m3以下、連続流量63m3以下の契約の場合)、1m3当たり料金は1.85ユーロ/m3(上水)+1.58ユーロ/m3(下水)
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:42.92 1m3当たり料金:0.66 - 0.67	月額基本料:38.66 1m3当たり料金:0.59 - 0.60	出所:イエナ・ベスネック電力水道ガス公社 年間使用量6万1～150万kWh未満の場合の料金、1kWh当たり0.05642～0.05725ユーロを1m3当りに換算(換算係数10.5)天然ガス
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,579 (2)3,921 (3)3,380	(1)2,323 (2)3,532 (3)3,044	出所:シェンカー・ドイツユラント 工場名(都市名):イエナ 最寄り港:ハンブルク港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(イエナ)→ハンブルク港→横浜港 BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通関手数料等含む (2)第3国輸出:工場立地(イエナ)→ハンブルク港→ニューヨーク港 BAF、CAF、AMS、ISPS、電子通関手数料等含む (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(イエナ) BAF、CAF、スエズ運河通航料、ISPS、電子通関手数料等含む
為替	19.為替レート	1米ドル=0.9007ユーロ (2015年7月1日)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	国税:15		出所:ドイツ連邦財務省 国税 法人税+地方税の実効税率は29.66%
	21.個人所得税 (最高税率%)	45		出所:ドイツ連邦財務省 累進課税。キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子含む。年収のうちの8,354ユーロ(配偶者なし)、1万6,708ユーロ(配偶者有)は控除。最高税率45%は年収25万731ユーロ以上、50万1,462ユーロ(配偶者有)以上の部分に適用。別途、連帯付加税5.5%、教会税9%が加算される
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	19		出所:ドイツ連邦財務省 軽減税率あり。食品、書籍など:7%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	9.44		出所:ドイツ連邦財務省 2015年1月から全業種共通の最低賃金が導入された。ただし、業種によって最低賃金の導入までの移行期間あり
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15		出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第10条) 日独両政府は2015年7月、新租税協定について実質合意
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所:ドイツ連邦財務省 日本との租税条約(第12条) 日独両政府は2015年7月、新租税協定について実質合意

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	2,989	2,692	出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門労働者。2013年値に2014年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,289	3,863	出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「C」製造部門従業員。2013年値に2014年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,179	5,565	出所: オーストリア連邦会計検査院「国民平均収入報告書2013」 カテゴリー「上級管理職従業員」。数値は2013年の年収であり、月額換算後、2014年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	2,367	2,132	出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「G」商業部門労働者。2013年値に2014年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,254	2,030	出所: オーストリア統計局 左記は、カテゴリー「I」飲食店労働者。2013年値に2014年の名目賃金上昇率(1.7%)を乗じて算出 基本給、残業代、社会保障(雇用者負担分)、賞与含む
	6.法定最低賃金	—		法律で最低賃金は定められていない
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)2ヵ月相当		出所: オーストリア連邦労働院 法律では定められていないが、慣例として夏・冬の2回(合計2ヵ月相当)支給
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 21.73% 被雇用者負担率: 18.07% ■雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 3.00%、医療保険: 3.83% 年金: 12.55%、傷害保険: 1.30%、その他: 1.05% ■被雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 3.00%、医療保険: 3.82% 年金: 10.25%、その他: 1.00%		出所: オーストリア社会保険組合連合会
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 2.7% 2013年: 1.7% 2014年: 1.7%		出所: オーストリア経済研究所(WIFO)
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	1,146	1,032	出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン23区 占有面積: 2,671m2 購入手数料3%含む
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	3.3	3	出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン近郊 占有面積: 8,084m2 管理費含む。手数料別(借料3ヵ月相当)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	17	16	出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン3区 占有面積: 788.4m2 管理費含む。敷金別(賃料3ヵ月相当)
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,997	1,799	出所: 現地不動産会社 所在地: ウィーン1区(シュテファン大聖堂近く) 占有面積: 122m2 エレベーター、セントラルヒーティング付き。管理費含む。不動産会社手数料別(賃料2ヵ月相当)

オーストリア(調査都市:ウィーン)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.85 1kWh当たり料金:0.06	月額基本料:1.67 1kWh当たり料金:0.05	出所:ウィーン・エネルギー公社 月額基本料:20ユーロ/年を月額換算 MEGA Float料金 ウィーン市施設使用税6%、VATR20%含まず
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:8.25 1kWh当たり料金:0.19	月額基本料:7.43 1kWh当たり料金:0.17	出所:ウィーン・エネルギー公社 月額基本料:89.11ユーロ/年を月額換算 Strom Optima料金 ウィーン市施設使用税6%含む
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金:4.18	月額基本料:- 1m3当たり料金:3.77	出所:ウィーン市水道局MA31 1m3当たりの料金の内訳上水1.80ユーロ+下水1.97ユーロ 月額基本料はない
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:1.85 1m3当たり料金:0.33	月額基本料:1.67 1m3当たり料金:0.30	出所:ウィーン・エネルギー公社 月額基本料:20ユーロ/年を月額換算 1m3当たりの料金は契約年数(1年か2年)によって異なり、左記は1年の場合(1kWh当たり0.073766ユーロ、1kWh=10.5m3で換算)。 VAT、ウィーン市施設使用税6%含まず メーター読み取り料及びメーター使用料(使用量により異なる)が別途必要 天然ガス(Erdgas MEGAプラン料金)
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,498 (2)3,597 (3)3,074	(1)2,250 (2)3,240 (3)2,769	出所:オーストリア系フォワーダー 工場立地:ウィーン 最寄り港:ハンブルクもしくはブレマーハーフェン港 第3国仕向け港:ニューヨーク港
為替	19.為替レート	1米ドル=0.9007ユーロ (2015年7月1日付)		
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	25		出所:オーストリア財務省、首相府の法令情報システム、法人税法22条1項 企業登記後、有限会社の最低法人税額は1,750ユーロ/年、株式会社の最低法人税額は、3,500ユーロ/年が課される。
	21.個人所得税 (最高税率%)	50		出所:オーストリア電子政府、首相府の法令情報システム、2004年所得税法33条1項 累進課税で税区分は年収に応じ、以下の4段階。受取配当金含む (1)年収1万1,000ユーロ以下:0% (2)年収2万5,000ユーロ以下:1万1,000ユーロを超えた分×36.5%(税率は20.4%以下となる) (3)年収6万ユーロ以下:2万5,000ユーロ分に対する定額税5,110ユーロ+2万5,000ユーロを超えた分×43.21%(33.7%) (4)年収6万ユーロ超:6万ユーロ分に対する定額税2万235ユーロ+6万ユーロを超えた分×50%(50%) 2016年より税率引き下げ、税区分の細分化実施予定
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20		出所:首相府の法令情報システム 1994年売上税法10条1項(税率)、1994年売上税法10条2項(軽減税率) 軽減税率: 対象:食品、書籍、絵画、観劇、公共交通機関運賃、農業機械、家賃(居住目的の場合に限る)など:10%:2016年より一部の項目は税率引き上げ予定
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第10条) 2014年改正
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:20 親子間:10		出所:日本との租税条約(第9条) 親子間の持株比率:50%
	25.日本へのロイヤルティー送金 課税(最高税率%)	10		出所:日本との租税条約(第11条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	6,566	5,915	6,201	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、2013年(0.8%)、および2014年の(0.8%)の賃金上昇率を乗じて算出 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	8,982	8,091	8,483	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、2013年(0.8%)、および2014年の(0.8%)の賃金上昇率を乗じて算出 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	9,475	8,535	8,948	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、2013年(0.8%)、および2014年の(0.8%)の賃金上昇率を乗じて算出 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	4.営業職(月額)	9,477	8,537	8,950	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、2013年(0.8%)、および2014年の(0.8%)の賃金上昇率を乗じて算出 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	4,879	4,395	4,608	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、2013年(0.8%)、および2014年の(0.8%)の賃金上昇率を乗じて算出 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	4,298	3,872	4,059	出所:ジュネーブ州政府統計局 2010年の平均値に2011年(0.9%)と2012年(0.7%)、2013年(0.8%)、および2014年の(0.8%)の賃金上昇率を乗じて算出 基本給、残業代、賞与、食事補助、交通費など含む。
	6.法定最低賃金	—			スイス当局オンライン(https://www.ch.ch/fr/salaire-minimum-et-salaire-moyen/)によると、スイスでは法定最低賃金はないが、各産業が団体労働協約によって、産業別に賃金や休暇などの労働条件を取り決めている。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1ヵ月相当。			出所:スイス連邦経済省経済事務局(SECO) 賞与はスイスでは労働慣行的なところがある。産業や企業によっては給与の数ヵ月相当支給するところもある。 全く支給しない産業、企業もある。公務員は年棒制で賞与はない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:15.64% 被雇用者負担率:13.841% ■雇用者負担率の内訳; 雇用保険:1.1%、年金11.4%(義務的老齢年金AVS5.15%+企業老齢年金6.25%)、その他3.141%(家族手当2.3%、出産保険0.041%、職場外労働災害保険0.8%) 医療保険:公的医療保険はない ■被雇用者負担率の内訳; 雇用保険1.1%、年金11.4%(義務的老齢年金AVS 5.15%、企業老齢年金6.25%)、その他1.341%(出産保険0.041%、職場外労働災害保険1.3%)			出所:ジュネーブ州政府「国際比較(2014/2015)」 公的医療保険はなく、個人で民間保険に加入することが義務付けられている。
地価・事務所賃料等	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:0.8% 2013年:0.7% 2014年:0.8%			出所:スイス連邦統計局(OFS)
	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	2,647~3,177	2,385~2,862	2,500~3,000	出所:グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 別途、印紙税(購入額の1.5%~3.3%)、不動産税(不動産評価額の0.3%~3%/年)が課税される。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	22~24	20~22	21~23	出所:グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 手数料別(賃料の10%程度)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	26~44	24~40	25~42	出所:グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 手数料別(賃料の10%程度)
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,177~6,353	2,862~5,723	3,000~6,000	出所:グレータージュネーブベルンエリア(投資誘致機関) 手数料別(賃料の10%程度)。2LDK、80~180m2

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フラン	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.23	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.21	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.22	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) ”Vitale Bleu”プラン。年間利用量が3万kWh以下の価格。3万kWhを超える場合、契約電圧、季節、昼夜などによって1kWh当たりの料金が変動する。 1Kwhのエネルギー料金 0.1＋フラン＋ 送電設備使用料0.0985フラン＋ 送電設備使用にかかる公共税 15.60%(0.0153フラン)＋再生エネルギー及び水資源保護連邦税 0.011フラン
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.23	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.21	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.22	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別なし。
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:51 1m3当たり料金: 0.24	月額基本料:46 11m3当たり料金: 0.22	月額基本料:48 1m3当たり料金: 0.23	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) 産業用、一般用の区別なし。5段階のパッケージに料金体制を変更。月額基本料は、100～500m ³ 使用の場合の日割りの水道料金0.7534フラン＋下水処理料及び税0.7123フラン＋施設使用料及びジュネーブ州税 0.1205フランを月額に換算したもの。
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:4.48～ 9,751 1m3当たり料金: 0.85～1.02	月額基本料:4.03～ 8,784 1m3当たり料金: 0.76～0.92	月額基本料:4.23～ 9,209 1m3当たり料金: 0.80～0.96	出所: SIG(ジュネーブ州電気ガス水道公社) ”Vitale Bleu”プラン。月額基本料は年間契約料を月額換算。年間契約料は契約量に応じて10段階。 12万kWh未満: 51フラン/年、～64GWk超: 11万505フラン/年。 別途、契約量1kW当たり21.44フランの設備使用料がかかる。 1m3当たり料金も契約量に応じ10段階。 1kWh当たり料金を1m3=10.65kWhで換算。 CO2税(1kWh当たり0.0109フラン)含む。
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)4,338 (2)5,294 (3)5,371	(1)3,908 (2)4,769 (3)4,838	(1)4,097 (2)5,000 (3)5,073	出所: スイス日本通運 工場立地: ジュネーブ 最寄り港: ロッテルダム港(オランダ) 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1)対日輸出: 工場立地(ジュネーブ)→ロッテルダム港→横浜港 ジュネーブからロッテルダム港までの陸上輸送費2,600フラン含む。 BAF, CAF含む (2)第3国輸出: 工場立地(ジュネーブ)→ロッテルダム港→ニューヨーク港 ジュネーブからロッテルダム港までの陸上輸送費2,700フラン含む。 BAF, CAF, THC含む (3)対日輸入: 横浜港→ロッテルダム港→工場立地(ジュネーブ) ロッテルダム港からジュネーブまでの陸上輸送費、バーゼルでの積み 替え手数料など3,420フラン含む (1)～(3)ともにロッテルダム港でのハンドリング手数料等含む。
為 替	19.為替レート	1米ドル＝0.9444、1ユーロ＝1.0484 (2015年7月1日)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	24.2(連邦税、州税、その他を含む)			出所: BAK BASELウェブサイトより 連邦税: 8.5%含む。
	21.個人所得税 (最高税率%)	42.5			出所: ジュネーブ州政府「国際比較(2014/2015)」 単身世帯で年収が104万3,750フラン以上の場合の税率(連邦税含む)。個人所得税は累進課税で、配偶者や子供の数、各種経費が控除された上で、世帯全体の収入に課税される。連邦税(最高税率11.5%)含む。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	8			出所: スイス連邦税務局 軽減税率: 食品、飲料、新聞、書籍、水道など:2.5% 宿泊料: 3.8%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	(1)0%、(2)10%			出所: 日本との租税条約(第11条) (1)政府・銀行・年金基金など:0% (2)その他:10%
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	(1)0%、(2)5%、(3)10%			出所: 日本との租税条約(第10条) (1)持株比率(6ヵ月以上保有)50%以上:0%、 (2)10%以上: 5%、 (3)その他: 10%
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	0			出所: 日本との租税条約(第12条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 クローナ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	3,247	2,925	27,038	出所:スウェーデン中央統計局 月額 2015年3月。時給(年平均)157.2クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週／12ヵ月))。基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	4,407	3,970	36,700	出所:スウェーデン中央統計局 月額 基本給、残業代および諸手当含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	6,497	5,852	54,100	出所:スウェーデン中央統計局 月額 基本給、残業代および諸手当含む。
	4.営業職(月額)	4,623	4,164	38,500	出所:スウェーデン中央統計局 月額 基本給、残業代および諸手当含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	3,332	3,001	27,744	出所:スウェーデン中央統計局 月額 2014年の時給(年平均)161.30クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週／12ヵ月))。基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	2,695	2,428	22,446	出所:スウェーデン中央統計局 月額 2014年の時給(年平均)130.50クローナを月額換算(法定週上限労働時間40時間×4.3週(52週／12ヵ月))。基本給のみ。
	6.法定最低賃金	—			出所:スウェーデン貿易・投資公団 法定最低賃金はない 企業・業種により労使協定で最低賃金を定めている場合がある。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—			出所:ヘルストルム法律事務所より聴取 法定支給義務はないが、任意で支給する企業が多い。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:31.42% 被雇用者負担率:7.00%(3万2,800クローナまでの収入に対して課税) 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:10.21% 遺族年金保険:1.17% 医療保険:4.35% 労働災害保険:0.30% 両親保険:2.60% 労働市場(雇用)保険:2.64% 一般賃金税:10.15% 被雇用者負担率の内訳:7.00%(年金自己負担分のみ)			出所:スウェーデン国税庁 2015年の適用率。 被雇用者が1950年～1988年生まれの場合。 1989年以降生まれの場合は、誕生年や社会保障負担月により適用率が異なる。 1938年～1949年生まれの場合、年金のみで10.21%。 1937年以前に生まれた場合、0%。
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:3.0% 2013年:2.5% 2014年:2.8%			出所:スウェーデン財務省「政府2015年予算案」資料
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	192～384	173～346	1,600～3,200	出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 土地購入の場合、不動産税(不動産評価額の0.5%)が加算される。 VAT非課税。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	13～24	12～22	110～200	出所:ストックホルム市開発局より聴取 工業団地名:ストックホルム地域のビジネスパーク 不動産税(不動産評価額の0.5%)が加算される。 上下水工事および道路建設費用は自治体負担。VAT非課税。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	22～45	20～41	183～375	出所:ジョーンズ・ラング・ラサール(不動産事業者)、スウェーデン国税庁 2,200～4,500クローナ/年を月額換算 地区名:ストックホルム市内および近郊 占有面積:n.a. 税・諸経費の内訳:不動産評価価値の1%が加算される。基本的にVAT非課税だが、契約によってVAT(25%)が加算されることもある。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,002	2,704	25,000	出所:ボスタードスシェンスト(不動産仲介インターネットサイト http://www.bostadstjanst.com/)、スウェーデン国税庁 地区名:バーサースタン(ノルマルム) 住宅の種類:アパート 占有面積:105m2 家具、食洗機、洗濯機、乾燥機、シャワールーム、エレベーター、暖房、上下水道、ケーブルテレビ、ブロードバンド付き。ごみ収集費含む。VAT非課税。 デポジットとして3ヵ月相当の家賃を契約時に支払うケースがある。スウェーデンでは公営住宅以外では、賃貸専用物件がほとんどないため、駐在員用住宅は分譲住宅を又借りする形態となる。しかし、管理規約で又貸しを禁止している物件もあり、法的規制もあることから、賃貸住宅の市場供給数は極めて少ない。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ストックホルム	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：28～126 1kWh当たり料金：0.12	月額基本料：25～113 1kWh当たり料金：0.11	月額基本料：235～1,048 1kWh当たり料金：1.03	出所：フォータム 月額基本料（年間基本料612クローナ+電気送電会社への年間契約料2,208～1万1,964クローナ,16A～63A）/12ヵ月。 1kWh当たり料金＝固定制電気料金0.77クローナ+トランスファーチャージ（使用量に応じた電気送電会社への料金）0.242クローナ+緑の認証電気料0.015クローナ、エネルギー税・VAT含む。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：12.13 1kWh当たり料金：0.15	月額基本料：10.92 1kWh当たり料金：0.14	月額基本料：101 1kWh当たり料金：1.25	出所：フォータム 月額基本料（年間基本料420クローナ+電気送電会社への年間契約料612クローナ+緑の認証年間電気料180クローナ）/12ヵ月。 1kWh当たり料金＝固定制電気料金0.8066クローナ+トランスファーチャージ（使用量に応じた電気送電会社への料金）0.442クローナ、エネルギー税・VAT含む。
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料：45～8,886 1m3当たり料金：0.69	月額基本料：40～8,004 1m3当たり料金：0.62	月額基本料：372～74,001 1m3当たり料金：5.72	出所：ストックホルム市水道局 月額基本料＝（年間水道使用量600～30万m3当たりの基本料1,532～88万5,080クローナ+年間契約料2,932クローナ）/12ヵ月。 その他雨水処理を社内で行わなかった場合、土地の1m2当たり年間1.80クローナ徴収。
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料：20～1,251 1m3当たり料金：－	月額基本料：18～1,127 1m3当たり料金：－	月額基本料：168～10,417 1m3当たり料金：－	出所：ストックホルム・ガス 月額基本料＝年間使用量8,000～125,000kWh当たりの基本料2,020～12万5,000クローナ）/12ヵ月。 VAT（25％）含まず。 新都市ガス（2011年より天然ガスと空気を混ぜた環境に優しいガスを導入）。
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,501 (2) 3,401 (3) 2,910	(1) 2,252 (2) 3,063 (3) 2,621	(1) 20,824 (2) 28,319 (3) 24,230	出所：DBシェンカー 工場名（都市名）：ストックホルム 最寄り港：ストックホルム港 第3国仕向け港：ニューヨーク港 (1) 対日輸出：工場名（都市名）→最寄り港（ストックホルム港）→横浜港 (2) 第3国輸出：工場名（都市名）→最寄り港（ストックホルム港）→第3国仕向け港（ニューヨーク港） (3) 対日輸入：横浜港→最寄り港（ストックホルム港）→工場名（ストックホルム） (1)～(3)ともBAF,CAF含まない。
為 替	19.為替レート	1米ドル＝8.3275クローナ、1ユーロ＝9.2452クローナ （2015年7月1日付）			
税 制	20.法人所得税 (表面税率％)	国税：22 地方税：－ その他公租公課：－			出所：スウェーデン国税庁 投資ファンド・キャピタルゲイン・受取配当金・受取利子の場合、税率は30％となる。 改定日：2013年1月1日
	21.個人所得税 (最高税率％)	国税：25 地方税：29.32（教会税なし）～33.58（教会税含む）			出所：スウェーデン国税庁 地方税はストックホルム市の税率。これに課税対象所得額によって3段階の国税を加算。 a) 国税の税率は所得が43万200クローナ未満はゼロ、b) 43万200クローナ以上61万6,100クローナ未満の場合は43万200クローナを超えた分に対し20％、c) 61万6,100クローナ超の場合は61万6,100クローナを超えた分に対し25％（2015年）。
	22.付加価値税（VAT） (標準税率％)	25			出所：スウェーデン国税庁 食品・飲料、交通・旅行サービス、ホテル・レストランなど：12％ 新聞（日刊紙）、書籍、文化・スポーツイベント、公共交通機関運賃：6％ 処方箋薬、医療機関向け医薬品代と中央銀行への金の供給：0％ 公共サービス、金融・資産管理・保険業、会報や社内報、非営利組織の定期刊行物、ギャンブル（宝くじ含む）、不動産取引（一部例外あり）、芸術家報酬とその作品販売など：非課税
	23.日本への利子送金課税 (最高税率％)	0			出所：日本との租税条約（1983：203）（第11条） 改定日：2014年10月12日
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率％)	10			出所：日本との租税条約（1983：203）（第10条） 親子間要件：議決権付き株式を10％以上、6ヵ月以上保有 改定日：2014年10月12日
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率％)	0			出所：日本との租税条約（1983：203）（第12条） 改定日：2014年10月12日

		米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	884	796	21,718	出所: チェコ日本商工会「2015年現地従業員給与アンケート」 製造業25社の「工場労働者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,385	1,247	34,014	出所: チェコ日本商工会「2015年現地従業員給与アンケート」 製造業25社の「技術者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	3,570	3,215	87,684	出所: チェコ日本商工会「2015年現地従業員給与アンケート」 全業種33社の「一般管理職」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	1,674	1,508	46,125	出所: チェコ日本商工会「2015年現地従業員給与アンケート」 全業種18社の「販売営業系実務担当者」の平均賃金。 年額を月額換算。基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	699	630	17,180	出所: チェコ統計局 「アパレル業含む販売員」の2014年の平均賃金。 月額(基本給、残業代、賞与含む)。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	639	575	15,685	出所: チェコ統計局 「飲食業を含む接客員」の2014年の平均賃金。 月額(基本給、残業代、賞与含む)。
	6.法定最低賃金	9,200			出所: 「最低賃金に関する政令改正法」(第204/2014号) 改定日: 2015年1月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の0.92ヶ月相当			出所: チェコ日本商工会「2015年現地従業員給与アンケート」 全業種44社の2014年の実績の平均値。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 34.0% 被雇用者負担率: 11.0% 雇用者負担率の内訳; 雇用保険: 1.2% 医療保険: 9.0% 年金: 21.5% その他: 2.3%(疾病保険) 被雇用者負担率の内訳; 医療保険: 4.5% 年金保険: 6.5%			出所: チェコインベスト 原典: No. 589/1992 社会保険法 現行法 No. 592/1992 一般健康保険法 現行法 No. 48/1997 公共健康保険法 現行法
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 2.4% 2013年: 0.1% 2014年: 1.2%			出所: チェコ統計局
地価・ 事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	a) 40~154 b) 20 c) 43 d) 17	a) 36~139 b) 18 c) 39 d) 15	a) 982~3791 b) 484 c) 1065 d) 411	出所: a) プルゼニユ市庁、b) ウースチー州トライアングル工業団地管理局、c) ジェフロビツェ工業団地民間経営会社、 d) モスト市庁 工業団地名: a) プルゼニユ市内工業団地、b) トライアングル工業団地(ウースチー州・ジャテツ市近郊)、c) ジェフロビツェ工業団地(ウースチー地方)、d) ヨゼフ工業団地(モスト市) a) はユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	a) 2.56~7.53 b) 7.41	a) 2.30~6.78 b) 6.67	a) 63~185 b) 182	出所: a) プルゼニユ市庁、b) ジェフロビツェ工業団地民間経営会社 工業団地名: a) プルゼニユ市内工業団地、b) ジェフロビツェ工業団地(ウースチー地方) 光熱費、管理費を含まず。 a) はユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(a) ~21 (b) 17~18 (c) 14~17	(a) ~19 (b) 15~16 (c) 13~15	(a) ~518 (b) 409~436 (c) 355~409	出所: コリアーズ・インターナショナル 地区名: (a) プラハ1区、(b) プラハ1区以外の中心部、(c) プラハ中心部以外 管理費含まず。 ユーロ建てを米ドル建て、コルナ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,343~2,239	1,210~2,017	33,000~55,000	出所: 現地不動産会社検索サイト(www.viphomes.cz) プラハ6区(日本人学校近く) 戸建て(家具付き)、駐車場付き。 154~250m2 維持費・光熱費含まず。

チェコ(調査都市:プラハ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 コルナ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.73~369 1kWh当たり料金: 0.09~0.23	月額基本料: 2.46~333 1kWh当たり料金: 0.08~0.20	月額基本料: 67~9,069 1kWh当たり料金: 2.11~5.56	出所:チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.97~40 1kWh当たり料金: 0.08~0.24	月額基本料: 2.68~36 1kWh当たり料金: 0.07~0.22	月額基本料: 73~987 1kWh当たり料金: 1.90~6.01	出所:チェコ電力 環境税(1MWh当たり28.30コルナ)含む。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 3.18	月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.86	月額基本料:- 1m3当たり料金: 78	出所:プラハ水道局 VATは軽減率(15%)適用。
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 5.29~15 1m3当たり料金: 0.57~0.94	月額基本料: 4.77~13 1m3当たり料金: 0.51~0.84	月額基本料: 130~363 1m3当たり料金: 14~23	出所:プラハ・ガス 年間消費量が63MWh以下の場合。 63MWhを超える場合、年額制で1m3当たり14.6コルナ。 ガスの使用目的により1MWh当たり0~68コルナの環境税が別途加算。 天然ガス。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,250 (2)2,950 (3)2,850	(1)2,027 (2)2,657 (3)2,567	(1)55,269 (2)72,464 (3)70,008	出所:在チェコ日系ロジスティクス企業 工場立地:プラハ 最寄り港:ハンブルク港(ドイツ) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(プラハ)→ハンブルク港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(プラハ)→ハンブルク港→第3国仕向け港(ニューヨーク港) (3)対日輸入:横浜港→ハンブルク港→工場立地(プラハ) ターミナル料など港湾費用、輸出入諸掛含まず。 陸上輸送費含む。 VAT含まず。 米ドル建てをコルナ建て、ユーロ建てに換算。
為替	19.為替レート	1米ドル=24.5641、1ユーロ=27.2710 (2015年7月1日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	19			出所:所得税法(法律第586/1992号)現行法 受取配当金税率は15%。
	21.個人所得税 (最高税率%)	15			出所:所得税法(法律第586/1992号)現行法 課税の基になる課税標準は、グロス賃金に法人負担の社会・健康保険料(合わせてグロス賃金の34%)を加算したもの。 年額平均賃金の4倍を超える所得部分に対して、更に7%の連帯賦課税が課される。 証券売却による収入は、3年間超保有していた場合は非課税。 債券利益・利息、受取利子、受取配当金は、源泉課税(15%)。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	21			付加価値税法改正法(法律第262/2014号、2015年1月1日発効) 標準税率:21% 軽減税率: 食品、新聞・雑誌、水道料金など:15% 乳幼児用食品、医薬品、書籍など:10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般:15 親子間:10			出所:日本との租税条約(第10条) 親子間要件:6ヵ月以上、議決権付株式25%以上。
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(第12条) 文化・芸術品の使用料は免除。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	396～1,111	357～1,001	112,000～314,197	出所：在ハンガリー日系企業31社からの聴取調査 基本給、シフト手当、残業代含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	557～2,808	502～2,529	157,475～794,000	出所：在ハンガリー日系企業31社からの聴取調査 基本給、シフト手当、残業代含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	566～3,935	510～3,545	159,975～1,112,660	出所：在ハンガリー日系企業31社からの聴取調査 基本給、シフト手当、残業代含む
	4.営業職(月額)	760～3,558	685～3,205	215,000～1,006,000	出所：在ハンガリー日系企業31社からの聴取調査 基本給、シフト手当、残業代含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	513	462	145,111	出所：ハンガリー統計局 卸・小売、自動車修理業のマニュアルワーカーの平均グロス賃金(基本給のみ、社会保障(雇用者負担)含まず)
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	441	397	124,731	出所：ハンガリー統計局 宿泊施設、飲食業のマニュアルワーカーの平均賃金(基本給のみ、社会保障(雇用者負担)含まず)
	6.法定最低賃金	371	334	105,000	出所：政令347/2014 改定日：2015年1月1日 月額を記載、高校卒業資格者以上は月額 12万2,000フォリント
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の0～約3ヵ月相当			出所：在ハンガリー日系企業31社からの聴取調査 社用車や食事券が支給されるケースあり
	8.社会保険負担率	雇用者負担率：27.0% 被雇用者負担率：18.5% ■雇用者負担率の内訳： 社会貢献税：27.0% ■被雇用者負担率の内訳： 雇用保険：1.5% 医療保険：7.0% 年金：10.0%			出所：RSM DTM Hungary会計事務所 雇用者は職業訓練基金拠出金(1.5%)も負担
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年：2.1% 2013年：4.9% 2014年：3.0%			出所：ハンガリー統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	38.1	34.3	10,764	出所：ハンガリー投資促進庁(HIPA) 工業団地名：タタバーニャ工業団地(ブダペスト西方) ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	2.25	2.02	635	出所：ハンガリー投資貿易庁(HIPA) 工業団地名：ソルノク工業団地(ブダペスト南方)
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23～31	20～28	6,379～8,770	出所：現地不動産事業者 地区名：バンクセンター(ブダペスト) 管理費別1,595フォリント/m2/月 ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,998	1,800	565,028	出所：現地不動産事業者 地区名：ブダペスト2区 住宅の種類：アパート 占有面積：102m2 共益費、水道光熱費別 VAT非課税 ユーロ建てを米ドル建て、フォリント建てに換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フォリント	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：n.a. 1kWh当たり料金： (1)0.14 (2)0.14 (3)0.12 (4)0.12 (5)0.12 (6)0.12 (7)0.11	月額基本料：n.a. 1kWh当たり料金： (1)0.13 (2)0.12 (3)0.11 (4)0.11 (5)0.11 (6)0.11 (7)0.10	月額基本料：n.a. 1kWh当たり料金： (1)41 (2)39 (3)35 (4)34 (5)34 (6)34 (7)32	出所：ハンガリーエネルギー・公益事業規制庁 欧州統計局へ年二回義務付けられている平均金額 報告の2014年下半期データ (1)使用量20MWh未満/年 (2)使用量20MWh以上 500MWh未満/年 (3)使用量500MWh以上 2,000MWh未満/年 (4)使用量2,000MWh以上 2万MWh未満/年 (5)使用量2万MWh以上 7万MWh未満/年 (6)使用量7万MWh以上 15万MWh以下/年 (7)使用量15万MWh超/年
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：0.54 1kWh当たり料金： (1)0.128 (2)0.133	月額基本料：0.49 1kWh当たり料金： (1)0.115 (2)0.120	月額基本料：153 1kWh当たり料金： (1)36 (2)38	出所：エルム電力 (1)使用量110kWh以下/月 (2)使用量110kWh超/月
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料： (1)5.6 (2)20.3 (3)33.2 1m3当たり料金： 0.89	月額基本料： (1)5.0 (2)18.3 (3)29.9 1m3当たり料金： 0.80	月額基本料： (1)1,575 (2)5,753 (3)9,385 1m3当たり料金： 253	出所：首都水道局 (1)使用量7.5m3以下/日 (2)使用量7.5超～15m3以下/日 (3)使用量15m3超/日
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料：n.a. 1m3当たり料金： (1)0.54 (2)0.57 (3)0.53 (4)0.38 (5)0.43 (6)0.45	月額基本料：n.a. 1m3当たり料金： (1)0.49 (2)0.52 (3)0.47 (4)0.35 (5)0.39 (6)0.41	月額基本料：n.a. 1m3当たり料金： (1)153 (2)163 (3)148 (4)109 (5)121 (6)128	出所：ハンガリーエネルギー・公益事業規制庁 欧州統計局へ年二回義務付けられている平均金額 報告の2014年下半期データ (1)使用量1,000GJ 未満/年 (2)使用量1,000GJ 以上1万GJ 未満/年 (3)使用量1万GJ以上10万GJ未満/年 (4)使用量10万GJ以上100万GJ未満/年 (5)使用量100万GJ以上400万GJ以下/年 (6)使用量400万GJ超/年
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,680 (2)1,020 (3)2,640	(1)1,513 (2)919 (3)2,378	(1)475,014 (2)288,401 (3)746,450	出所：NECロジスティックス 工場立地：ブダペスト 最寄り港：コペル港 第3国仕向け港：香港港 (1)対日輸出：工場立地(ブダペスト)→コペル港→横 浜港 (2)第3国輸出：工場立地(ブダペスト)→コペル港→ 香港港 (3)対日輸入：横浜港→コペル港→工場立地(ブダペ スト) 港湾手数料、VATを含まず 米ドル建てをユーロ建て、フォリント建てに換算
為 替	19.為替レート	1米ドル＝282.7464、1ユーロ＝313.9045 (2015年7月1日付)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	10、19			出所：ハンガリー国家税・関税庁 国税：課税標準額5億フォリントまで10%、5億フォリ ントを超えた分は19% 地方税は以下の通り 地方事業税：最大2%（地方自治体の決定による） 建物税：1m2当たり最大1,852フォリント/年もしくは 建物市場価格の最大3.6% 土地保有税：1m2当たり最大336フォリント/年もし くは土地市場価格の最大3% 建物税及び土地保有税率改定日：2015年1月1日
	21.個人所得税 (最高税率%)	16			出所：ハンガリー国家税・関税庁
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	27			出所：ハンガリー国家税・関税庁 付加価値税法(2007/CXXVII号)改正 軽減税率： 牛乳、パン、ホテル宿泊費など：18% 医薬品、教科書、豚肉など：5% 軽減税率対象改定日：2015年1月1日
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所：日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所：日本との租税条約(第10条)
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所：日本との租税条約(第12条) 工業的使用料：10% 文化的使用料：0%(免除)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	586～992	528～894	2,212～3,743	出所:労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Fitter」、「Production Operator」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2015年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,073～1,727	966～1,556	4,048～6,516	出所:労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Process Engineering Specialist/製造技術」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2015年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,670～2,690	1,505～2,423	6,302～10,149	出所:労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Production Manager」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2015年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	4.営業職(月額)	1,075～1,708	968～1,539	4,055～6,446	出所:労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Sales Representative」 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2015年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	537～728	484～656	2,026～2,746	出所:労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Shop Assistant」(アパレル以外含む) 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2015年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	537～728	484～656	2,026～2,746	出所:労務コンサルティング企業「AGテスト」 職種:「Shop Assistant」(飲食以外含む) 最少額は下位25%、最大額は上位25%の金額 (2015年春季全国調査に基づく) 基本給、残業代、賞与含む、社会保障(雇用者負担分)含む
	6.法定最低賃金	464	418	1,750	出所:「最低家賃に関する政令」(2014年9月15日発表) 改定日:2015年1月1日 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)1ヵ月相当(年1回支給)			一般的事例:給与以外に「乗用車」「携帯電話」などを支給している企業もある
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:19.21%～22.41% 被雇用者負担率:13.71%+健康保険料 ・雇用者負担率の内訳; 年金保険:9.76% 生活保護保険:6.50% (1) 傷害保険:0.40～3.60%(業種によって異なる)(2) 失業保険(a):0.10% 失業保険(b):2.45% ・被雇用者負担率の内訳; 年金保険:9.76% 生活保護保険:1.50% 疾病保険:2.45% 健康保険:9.00% (3)			出所:ポーランド社会保険庁 (a)再就職のための職業訓練支援保険 (b)企業倒産の場合の給付保険 (1) 改定日:2012年2月1日 (2) 改定日:2015年4月1日 (3) (個人所得税額x7.75%)+(グロス給与ー社会保険料)x1.25%
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:3.7% 2013年:3.7% 2014年:3.4%			出所:ポーランド中央統計局(GUS)
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)13 (b)49	(a)12 (b)44	(a)49 (b)185	出所:マゾビア発展庁(ARMSA) 工業団地名:(a)ラドム(ワルシャワから南に100km) (49) (b)ブオウニエ(ワルシャワから西に30km)(185) 共益費を含まず(個別に契約時に交渉)。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)3.98 (b)5.30	(a)3.58 (b)4.77	(a)15 (b)20	出所:Jartom 工業用不動産会社 工業団地名:(a)ウツジ(ワルシャワから西南に130km) (15) (b)プルシュクフ(ワルシャワから20km) (20) 共益費を含まず(個別に契約時に交渉)。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16～33	14～30	59～126	出所:コリアーズ・インターナショナル ワルシャワ市内 公益費を含まず(個別に契約時に交渉) ユーロ建てを米ドル建て、ズロチ建てに換算
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	928～1,855	836～1,671	3,500～7,000	出所:現地不動産事業者 地区名:モコトゥフ(ワルシャワ市内)のアパート、90～120m2 共益費、光熱、整備、ゴミ処理、などの経費負担は価格交渉時に決定

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ズロチ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 11 1kWh当たり料金: 0.19	月額基本料: 10 1kWh当たり料金: 0.17	月額基本料: 40 1kWh当たり料金: 0.73	出所: RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(プランG11) 契約によって料金体系が異なる
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 2.65 1kWh当たり料金: 0.14	月額基本料: 2.39 1kWh当たり料金: 0.13	月額基本料: 10 1kWh当たり料金: 0.53	出所: RWE(ドイツエネルギー大手子会社) 昼夜共通料金(G11)、年間500kWhまで、12ヵ月 契約 契約によって料金体系が異なる
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 2.14 1m3当たり料金: 1.20	月額基本料: 1.93 1m3当たり料金: 1.08	月額基本料: 8.07 1m3当たり料金: 4.54	出所: ワルシャワ市水道公社(MPWik) VATは軽減税率(8%)
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 39 1m3当たり料金: 0.49 1時間当たり料金: 契約使用量 (1時間当たり)x0.02	月額基本料: 36 1m3当たり料金: 0.44 1時間当たり料金: 契約使用量 (1時間当たり)x0.02	月額基本料: 149 1m3当たり料金: 1.85 1時間当たり料金: 契約使用量 (1時間当たり)x0.08	出所: ポーランド石油・ガス会社(PGNiG),ポーラ ンドガス会社(PSG) 1時間当たり使用量: 10m3超65m3以下(W-5)、 天然ガス。契約によって料金体系が異なる
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,603 (2) 3,104 (3) 3,030	(1) 1,444 (2) 2,796 (3) 11,433	(1) 6,050 (2) 11,710 (3) 11,433	出所: 郵船ロジスティクスポーランド 工場名(都市名): ワルシャワ 最寄り港: グダニスク港、グディニャ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ワルシャワ)→最寄り 港(グダニスク港)→横浜港 海上運賃: 1,100ドル 内陸輸送: 1,900ズロチ (2) 第3国輸出: 工場立地(ワルシャワ)→最寄り 港(グディニャ港)→第3国仕向け港(ニューヨー ク港)海上運賃: 2,600ドル 内陸輸送: 1,900ズロチ (3) 対日輸入: 横浜港→最寄り港(グダニスク 港)→工場立地(ワルシャワ) 海上運賃: 2,500ドル 内陸輸送: 2,000ズロチ 海上運賃には港湾での諸費用を含まない。 ポーランド側での一般的な諸経費は、THC1コ ンテナ当り110ユーロ、B/L発行手数料40ユー ロ、ISPSチャージ1コンテナ当り15ユーロなど (2015年7月時点)
為 替	19.為替レート	1米ドル=3.7730ズロチ、1ユーロ=4.1887ズロチ (2015年7月1日付)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	19%			出所: 法人所得税法(19条)
	21.個人所得税 (最高税率%)	32%			出所: 個人所得税法(27条) (a)年間課税所得8万5,528ズロチ以下の場合: 18% (556.02ズロチまで控除) (b)同8万5,528ズロチ超の場合: 基本税額1万 4839.02ズロチ+8万5,528ズロチ超分の所得 x32%
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	23%			出所: 物品・サービス税法 標準税率: 23%(146a条) (2017年1月1日から22%となる予定) 軽減税率: 一部の食品、医薬商品など: 8%(146a条) (2017年1月1日から7%となる予定) 一部の食品、書籍など: 5%(41条)
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10%			出所: 日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10%			出所: 日本との租税条約(第10条)
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10%			出所: 日本との租税条約(第12条) 工業的使用料は10%、文化的使用料は免税

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	872	785	出所:スロバキア統計局 カテゴリー8 機械運転員など(2014年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,337	1,204	出所:スロバキア統計局 カテゴリー2 準専門家など(2014年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,330	2,099	出所:スロバキア統計局 カテゴリー1,3 シニアマネージャーなど(2014年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	4.営業職(月額)	1,169	1,053	出所:スロバキア統計局 カテゴリー1 シニアマネージャーなど(2014年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	752	677	出所:スロバキア統計局 カテゴリー5 サービススタッフ、販売員など(2014年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	752	677	出所:スロバキア統計局 カテゴリー5 サービススタッフ、販売員など(2014年値) 基本給、社会保障(雇用者負担分)
	6.法定最低賃金	422	380	改定日:2015年1月1日 月額。月額の他、時給(最低水準)を2.18ユーロとする規程あり
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—		法的支払い義務はない
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:35.2% 被雇用者負担率:13.4% 雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1.0% 医療保険:10.0% 年金:14% その他:10.2% 被雇用者負担率の内訳: 雇用保険:1% 医療保険:4% 年金:4% その他:4.4%		出所:スロバキア社会保険庁
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:2.4% 2013年:2.4% 2014年:4.1%		出所:スロバキア統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	131	118	出所:現地不動産会社 ブラチスラバ VAT含まず。手数料別
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	1.85~7.40	1.67~6.67	出所:現地不動産会社 ブラチスラバ近郊 VAT含まず。手数料別
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	3.82~15	4.72~13	出所:現地不動産会社 ブラチスラバ近郊 VAT含まず。手数料別
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	728~1,024	656~922	出所:現地不動産会社 地区名:ブラチスラバ市内 住宅の種類:3部屋のアパート。VAT含まず。管理費別

		米ドル	現地通貨 ユーロ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：－ 1kWh当たり料金： 0.04～0.06	月額基本料：－ 1kWh当たり料金： 0.04～0.05	出所：ザパドスロヴェンスカ・エネルゲティカ（電力会社） 年間使用量250MWh～2GWhの場合の月額換算 VAT含まず
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料：3.33 1kWh当たり料金：0.16	月額基本料：3 1kWh当たり料金：0.14	出所：ザパドスロヴェンスカ・エネルゲティカ（電力会社） 一般家庭用料金「PC1T」プラン VAT含まず
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料：－ 1m3当たり料金：2.48	月額基本料：－ 1m3当たり料金：2.23	出所：ブラチスラバ水道会社（BVS） 上水（1.1231ユーロ）＋下水処理（1.1059ユーロ）
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料：36 1m3当たり料金：0.73	月額基本料：32 1m3当たり料金：0.66	出所：スロバキア・ガス（SPP） M4（年間使用料6,500m3以上の場合） 1m3当たりの料金は下記の通り算出 0.0527ユーロ（1kWh当たりの料金）× 1.20（VAT） × 10.5（1m3＝10.5kWh）＝0.664ユーロ 天然ガス
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 2,742 (2) 3,841 (3) 3,569	(1) 2,470 (2) 3,460 (3) 3,214	出所：現地フォワーダー 工場立地（都市名）：ブラチスラバ 最寄り港：ハンブルグ港、ブレーマーハーフェン港 第3国仕向け港：ニューヨーク港 (1) 対日輸出：工場立地（ブラチスラバ）→ハンブルグ港→横浜港 (2) 第3国輸出：工場立地（ブラチスラバ）→ブレーマーハーフェン港→第3国仕向け港（ニューヨーク港） (3) 対日輸入：横浜港→ハンブルグ港→工場立地（ブラチスラバ）
為 替	19.為替レート	1米ドル＝0.9007 （2015年7月1日付）		
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	22		出所：スロバキア投資貿易開発庁 改定日：2014年1月1日
	21.個人所得税 (最高税率%)	25		出所：スロバキア投資貿易開発庁 改定日：2013年1月1日
	22.付加価値税（VAT） (標準税率%)	20		出所：法令490/2010 軽減税率：医薬品、医療機器、書籍など 10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10		出所：日本との租税条約（第11条）
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	一般：15 親子間：10		出所：日本との租税条約（第10条） 親子間要件：持株比率25%以上を配当支払日より6ヵ月以上前から保有
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10		出所：日本との租税条約（第12条） 文化的ロイヤルティー：免税

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	306～444	276～400	1,233～1,790	出所:在ルーマニア日系企業(2015年6月調査:一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	1,254～1,910	1,130～1,721	5,054～7,699	出所:在ルーマニア日系企業(一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。 ただし、基本給と残業代を分けられない企業については残業代を含めた数値を使用
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	2,310～2,946	2,081～2,654	9,312～11,872	出所:在ルーマニア日系企業(一部の平均値) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む。 ただし、基本給と残業代を分けられない企業については残業代を含めた数値を使用
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	345	311	1,390	出所:ルーマニア国家統計局(INS) ホテル・レストラン業の平均グロス賃金。 基本給・社会保障(雇用者負担)含む
	6.法定最低賃金	261	235	1,050	出所:政府ウェブサイト 政令2014年1091号 改定日:2015年7月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与(月額)の1.0～1.5ヵ月相当			「13ヵ月目の給与」という呼称で支給、業績に応じて支給など、企業によって異なる
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:22.75～33.45% 被雇用者負担率:16.5% ■雇用者負担率の内訳; 雇用保険:0.5% 医療保険:5.2% 年金:15.8%、20.8%、25.8%(職種によって異なる) 傷害保険:0.15～0.85%(職種によって異なる) 所得補償保険:0.25% 療養補償保険:0.85% ■被雇用者負担率の内訳; 雇用保険:0.5% 医療保険:5.5% 年金:10.5%			出所:法令2003年571号(法令2006年399号、緊急法令2008年226号、法令2009年19号、法令2014年123号) 年金と傷害保険の料率は職種によって異なる 改定日:2014年9月19日
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2011年:6.8% 2012年:5.7% 2013年:5.9%			出所:ユーロスタット
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	41	37	166	出所:不動産情報イモビリアレ(不動産ポータルサイト) 工業団地名:プロイエシュティ工業団地
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.51	4.96	22	出所:不動産情報イモビリアレ(不動産ポータルサイト) 工業団地名:プロイエシュティ工業団地
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13～17	11～15	51～68	出所:不動産会社エソップ 地区名:ビクトリア広場 占有面積:118～472m2 管理費含む。光熱水費含まず
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,721	1,550	6,935	出所:イモビリアレ・ヘラストラウ(不動産ポータルサイト) 地区名:アヴィアトリロール地区(ブカレスト市内) 住宅の種類:アパート 占有面積:140m2、3部屋、家具、駐車場付き。 VAT非課税

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レイ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.09	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.08	月額基本料:－ 1kWh当たり料 金: 0.37	出所: エネル(ルーマニア電気事業者) エネルの場合、エネルギー規制局(ANRE)が規定した 市場競争用標準価格(CPC価格)の7.5%増しが適用。 別途、物品税(2.37レイ/MWh)、コジェネ税(0.02レイ /kWh)、グリーン電力証書税(0.04レイ/kWh)が加算
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 0.85 1kWh当たり料金: 0.09	月額基本料: 0.77 1kWh当たり料金: 0.08	月額基本料: 3.43 1kWh当たり料 金: 0.35	出所: エネル(ルーマニア電気事業者)、エネルギー規 制局(ANRE) 使用電力量の50%はANREが規定した市場競争用標 準価格(CPC価格)をもとに各社が決定した価格が適 用され、残り50%はANREによる規制価格が適用。 別途、物品税(4.74レイ/MWh)、コジェネ税(0.02レイ /kWh)、グリーン電力証書税(0.04レイ/kWh)が加算
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.23	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.21	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.93	出所: 水道会社アパ・ノヴァ・ブカレスト(ブカレスト水道 事業者) チェルニカ川からの取水の場合
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.47～0.51	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.42～0.46	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 1.88～2.06	出所: アクスポ・エナジー・ルーマニア 天然ガス。 料金の幅は左が使用量1,162.79MWh以上 11,627.78MWh以下、右が同23.25MWh以下の場合。 別途、物品税(0.81レイ/GJ)が加算
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,885 (2) 2996 (3) 2,620	(1) 1,698 (2) 2,699 (3) 2,360	(1) 7,595 (2) 12,076 (3) 10,559	出所: 日本郵船イスタンブール 工場名: ブカレスト 最寄り港: コンスタンツァ港 第3国仕向け港: ニューヨーク港 (1) 対日輸出: 工場立地(ブカレスト)→コンスタンツァ 港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(ブカレスト)→コンスタン ツァ港→ニューヨーク港 (3) 対日輸入: 横浜港→コンスタンツァ港→工場立地 (ブカレスト)
為替	19.為替レート	1米ドル＝4.0301、1ユーロ＝4.4742 (2015年7月1日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	16			出所: ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号17条
	21.個人所得税 (最高税率%)	16			出所: ルーマニア税管理庁(ANAF) 法令2003年571号43条 一律(フラットタックス)
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	24			出所: ルーマニア税管理庁(ANAF)、緊急命令2013年 16号(パン・小麦粉に対する軽減税率)、緊急命令 2015年6号(食品・飲料品、レストラン等に対する軽減 税率) 軽減税率: 書籍、見本市入場料、医薬品、食品・飲料品(レストラ ン、ケータリングも対象。アルコールは含まず): 9% 未婚または既婚者で、住居購入、養護施設向け供給 品: 5%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第10条)
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	工業的使用料: 15 文化的使用料: 10			出所: 日本との租税条約(1976年213号)(第12条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	377	339	664	出所:ブルガリア統計局 2010年10月の機械運転員などのグロス賃金520レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.06(2013年)×1.068(2014年) 基本給、残業代、諸手当、賞与含む
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	646	582	1,139	出所:ブルガリア統計局 2010年10月の準専門家などのグロス賃金892レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.06(2013年)×1.068(2014年) 基本給、残業代、諸手当、賞与を含む
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	977	880	1,722	出所:ブルガリア統計局 2010年10月のシニアマネージャーなどのグロス賃金1,349レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.06(2013年)×1.068(2014年) 基本給、残業代、諸手当、賞与を含む
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	257	231	452	出所:ブルガリア統計局 2010年10月のサービススタッフ、販売員などのグロス賃金354レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.06(2013年)×1.068(2014年) 基本給、残業代、諸手当、賞与を含む
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	257	231	452	出所:ブルガリア統計局 2010年10月のサービススタッフ、販売員などのグロス賃金354レバ×1.058(2011年名目賃金上昇率)×1.066(2012年)×1.06(2013年)×1.068(2014年) 基本給、残業代、諸手当、賞与を含む
	6.法定最低賃金	216	194	380	出所:2015年6月4日付・布告139号 改定日:2015年7月1日
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	—			法的支給義務はないが、企業業績や従業員の成果に応じてクリスマス前に支払われることが多い 2014年の民間部門のボーナス平均は45レバ(出所:ブルガリア統計局)
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:17.4% +労災保険(職種によるが0.4%~1.1%、平均0.7%) 被雇用者負担率:12.9% ■雇用者負担率の内訳: 医療保険:4.8% 年金:9.8%(1960年1月1日以降に生まれた被雇用者に対して) 追加社会保険:2.8%(1960年1月1日以降に生まれた被雇用者に対して) ※1959年12月31日以前に生まれた被雇用者に対しては、一体型社会保険料率12.6%(年金、疾病・妊娠保険、雇用保険、追加社会保険含む)、健康保険4.8% ■被雇用者負担率の内訳: 医療保険:3.2% 年金:7.5%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) 追加社会保険:2.2%(1960年1月1日以降生まれの被雇用者に対して) ※1959年12月31日以前に生まれた被雇用者に対しては、一体型社会保険料率9.7%(年金、疾病・妊娠保険、雇用保険、追加社会保険含む)、健康保険3.2%			出所:社会保険法 雇用者、被雇用者ともに年金には雇用保険1.0%と疾病・妊娠保険3.5%が含まれる
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:6.6% 2013年:6.0% 2014年:6.8%			出所:ブルガリア統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	18~37	16~33	31~65	出所:現地不動産会社 工業団地名:ソフィア周辺 税金、関連経費を含まない金額の相場 ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	4.16	3.75	7.33	出所:現地不動産会社 工業団地名:ソフィア周辺 仲介手数料含まず ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	13.9	12.5	24.5	出所:現地不動産会社 地区名:ソフィア周辺 占有面積:- VAT含まず、敷金1~3カ月 ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,110	1,000	1,956	出所:現地不動産会社 地区名:ソフィア中心 住宅の種類:アパート(2部屋) 占有面積:135m2 VAT含まず、諸経費(管理費、警備費)込み、手数料は家賃の1カ月分相当、敷金1~3カ月 ユーロ建てを米ドル建て、レバ建てに換算

ブルガリア(調査都市:ソフィア)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 レバ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.20	出所:CEZ Elektro Bulgaria (ブルガリア電力事業者) 昼間料金、配電料、ネットワーク接続料など含む。 低電圧契約を前提とした料金
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.11	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.10	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.19	出所:CEZ Elektro Bulgaria (ブルガリア電力事業者) 昼間料金、配電料、ネットワーク接続料など含む。 低電圧料金を前提とした料金
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.18~1.43	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.06~1.29	月額基本料:- 1m3当たり料金: 2.08~2.52	出所:ソフィア水道公社 料金の幅は汚染物質の含有量によって生じる下水処理料金の相違
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.43	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.38	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.75	出所:オーバーガス(地場ガス事業者) 定期供給で年間契約料5万m ³ 以下の場合 天然ガス。VAT含む。ヒーティング税0.6%含まず
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,788 (2)2,828 (3)3,138	(1)1,611 (2)2,547 (3)2,827	(1)3,151 (2)4,982 (3)5,530	出所:現地フォワーダー 工場立地:ソフィア 最寄り港:ヴァルナ港 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(ソフィア)→ヴァルナ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→ヴァルナ港→工場立地(ソフィア) 海上運賃は、ドル建てをユーロ建て、レバ建てに換算
為替	19.為替レート	1米ドル=1.7619、1ユーロ=1.9560 (2015年7月1日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	10			出所:法人税法(第20条)
	21.個人所得税 (最高税率%)	10			出所:個人所得税法 一律10%のフラットタックス
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:付加価値税法(第66条) 軽減税率:宿泊費に対しては9%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	5			出所:法人税法(第194条、200条)
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所:日本との租税条約(第12条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	425～645	383～581	46,037～69,837	出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 月額:下記データに基づき算出。基本給のみ 最少額290ユーロx1.112(2011年名目賃金上昇率)x1.090(2012年)x1.062(2013年)x1.026(2014年) 最大額440ユーロx1.112(2011年名目賃金上昇率)x1.090(2012年)x1.062(2013年)x1.026(2014年) 最少額(383ユーロ)は金属加工業、最大額(581ユーロ)は電気・電子産業の場合 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	675～2,199	608～1,981	73,082～238,119	出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 月額:下記データに基づき算出。基本給のみ 最少額460ユーロx1.112(2011年名目賃金上昇率)x1.090(2012年)x1.062(2013年)x1.026(2014年) 最大額1,500ユーロx1.112(2011年名目賃金上昇率)x1.090(2012年)x1.062(2013年)x1.026(2014年) 最少額(608ユーロ)は金属加工業、最大額(1,981ユーロ)は電気・電子産業の場合 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,290～2,932	1,162～2,641	139,674～317,451	出所:セルビア投資・輸出促進庁(SIEPA) 月額:下記データに基づき算出。基本給のみ 最少額880ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)x1.090(2012年)x1.062(2013年)x1.026(2014年) 最大額2,000ユーロ×1.112(2011年名目賃金上昇率)×1.090(2012年)x1.062(2013年)x1.026(2014年) 最少額(1,162ユーロ)は金属加工業、最大額(2,641ユーロ)は電気・電子産業の場合 ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	295	265	31,906	出所:セルビア統計局 社会保障(被雇用者負担分)、所得税含む 2015年1月～5月期(飲食サービス業)の平均グロス賃金月額
	6.法定最低賃金	179	161	19,360	出所:セルビア社会経済評議会(政府、雇用者団体、労働組合による、労使問題協議のための委員会組織) 改定日:2014年10月1日 月額:時給(手取給)121x8時間x20日間で月額換算
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	給与の1ヵ月～2ヵ月分			出所:在セルビア日系企業
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:17.90% 被雇用者負担率:19.90% ■雇用者負担率の内訳; 雇用保険:0.75% 医療保険:5.15% 年金:12% ■被雇用者負担率の内訳; 雇用保険:0.75% 医療保険:5.15% 年金:14%			出所:強制社会保障法(第44条) 改定日:2014年6月4日
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:9.0% 2013年:6.2% 2014年:2.6%			出所:セルビア統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	152	137	16,468	出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:TD Marvel 2 (ベオグラード) 土地・家屋取得税(2.5%)を含む ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.33	4.8	577	出所:セルビア投資・輸出促進庁 工業団地名:センタ工業団地(センタ市、ベオグラードから約190キロ) 不動産賃貸料税(20%)を含む ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	12	11	1,332	出所:現地不動産会社 地区名:ノビ・ベオグラード 占有面積:195m2 不動産賃貸料税(20%)を含む。管理費は含まず 敷金:賃料の1ヵ月相当 不動産屋手数料:賃料の1ヵ月相当の50% ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,332	1,200	144,241	出所:現地不動産会社 地区名:ノビ・ベオグラード 住宅の種類:コンドミニアム 占有面積:100m2 不動産賃貸料税(20%)を含む。管理費は含まず 敷金:賃料の1ヵ月相当 不動産屋手数料:賃料の1ヵ月相当の50% ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:6.07 1kWh当たり料金: 0.01~0.04	月額基本料:5.47 1kWh当たり料金: 0.01~0.04	月額基本料:657 1kWh当たり料金: 1.48~4.43	出所:セルビア電力公社 高電圧の場合: 月額基本料=(契約電力(kW)×535.485ディナール)+121.29 ディナール、左記は契約電力1kWの場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧により異なる VAT(20%)含まず
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:1.51 1kWh当たり料金: 0.01~0.15	月額基本料:1.36 1kWh当たり料金: 0.01~0.14	月額基本料:164 1kWh当たり料金: 1.35~16	出所:セルビア電力公社 月額基本料=(契約電力(kW)×42.839ディナール)+121.29 ディナール、左記は契約電力1kWの場合。1kWh当たりの料金は、使用電圧、時間帯により異なる VAT(20%)を含まず
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.79	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.71	月額基本料:- 1m3当たり料金: 85	出所:ベオグラード市上下水道事業公社 VAT(10%)を含む
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:1.56 1m3当たり料金: 0.41	月額基本料:1.41 1m3当たり料金: 0.37	月額基本料: 169.05 1m3当たり料金: 44	出所:ベオガス(ベオグラード・ガス事業者) 改定日:2014年10月1日 基本料金:71.67(年間を通じての1日最高使用量が1m3の場合)/12ヵ月+1,956.91/12ヵ月 VAT(10%)を含まず 天然ガス
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,700 (2)3,490 (3)2,049	(1)1,531 (2)3,143 (3)1,845	(1)184,028 (2)377,792 (3)221,771	出所:現地フォワーダー 工場立地:ベオグラード 最寄り港:リエカ港(クロアチア) 第3国仕向け港:ニューヨーク港 (1)対日輸出:(工場立地)ベオグラード→リエカ港→横浜港 (2)第3国輸出:(工場立地)ベオグラード→リエカ港→ニューヨーク港 (3)対日輸入:横浜港→リエカ港→(工場立地)ベオグラード ユーロ建てを米ドル建て、ディナール建てに換算
為 替	19.為替レート	1米ドル=108.2700ディナール、 1ユーロ=120.2012ディナール (2015年7月1日付け)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	15			出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第39条) 改定日:2013年5月30日
	21.個人所得税 (最高税率%)	15			出所:セルビア財務・経済省税務局 個人所得税法(第89条)
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:セルビア財務・経済省税務局 名称:付加価値税法(第23条) 軽減税率: パン、ミルク、小麦、砂糖などを含む食料品、青果、生鮮・冷凍魚及び肉、卵、ホテルなどの宿泊料金、医療品、水道料金、農薬、肥料、新聞、各種入場料、天然ガスなど:10% 軽減税率改定日:2013年12月6日
	23.日本への利子送金 課税 (最高税率%)	20			出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条)
	24.日本へ配当送金課 税 (最高税率%)	20			出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条)
	25.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高 税率%)	20			出所:セルビア財務・経済省税務局 法人税法(第40条)

ロシア(調査都市:モスクワ)

特に追記がない場合はVAT含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	661～1,120	595～1,009	36,702～62,217	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2015年3月時点) オペレーター 基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	925～3,240	834～2,919	51,400～179,980	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2015年3月時点) 主任電力エンジニア 基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,309～4,465	1,179～4,022	72,680～248,000	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2015年3月時点) 部長(総務担当) 基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	733～1,742	660～1,569	40,725～96,759	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2015年3月時点) 営業職 基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	642～1,139	578～1,026	35,633～63,287	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2015年3月時点) 販促員 基本給、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	540～1,260	487～1,135	30,000～70,000	出所: 求人サイト「スーパー・ジョブ」調査センター レストランマネジャー 基本給のみ。
	6.法定最低賃金	297	268	16,500	出所: 2015年5月26日付社会労働規制に関するモスクワ三者委員会決定への追加決定 改定日: 2015年6月1日 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. n.a. 2. 1,043～13,072 3. 914～13,391 4. 137～2,749 5-1. 888～1,831 5-2. n.a.	1. n.a. 2. 940～11,775 3. 823～12,062 4. 123～2,476 5-1. 800～1,649 5-2. n.a.	1.n.a. 2. 57,957～726,082 3. 50,750～743,780 4. 7,600～152,675 5-1. 49,329～101,694 5-2. n.a.	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Moscow」(2015年3月時点) 1～5は上記項目1～5に対応。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 30.2～38.5% 被雇用者負担率: なし 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.9% 強制医療保険: 5.1% 年金: 22.0% 労災保険: 0.2～8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 71万1,000ルーブルまでは年金率は合計22%。71万1,000ルーブルを超えた部分は当該部分の10%。 出所: 2014年12月4日付連邦政府決定第1316号。
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 8.8% 2013年: 13.6% 2014年: 10.3%			出所: ロシア連邦国家統計局 モスクワ市
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	73～113	66～102	4,050～6,300	出所: 工業団地「アツバクモヴォ」 工業団地名: アツバクモヴォ ドミトロフ街道沿い(モスクワ環状自動車道から10km) 税・諸経費については契約条件によって異なる
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)4.5 (b)8.25	(a)4.05 (b)7.43	(a)250 (b)458	(a)出所: 製造・倉庫用工業団地「セルゲエヴォ」 工業団地名: 製造・倉庫用工業団地「セルゲエヴォ」 (シンフェロポリ街道沿い、モスクワ環状自動車道から55km)、共益費含まず。 (b)出所: 製造・倉庫用工業団地「REAL」 工業団地名: 製造・倉庫用工業団地「REAL」 (カシルスコエ街道沿い、モスクワ環状自動車道から900m)、共益費含まず。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	73	66	4,044	出所: コリエルス・インターナショナル「オフィス市場概況」(2015年第1四半期) 中央行政区のクラスA物件。 月額平均。 共益費含まず。 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	5,470～7,530	4,927～6,783	303,826～418,246	出所: ブラックウッド「住宅市場概況」(2014年第4四半期) 中心部、3～4部屋。 税・諸経費は物件によって異なる。 通常家賃1ヵ月相当のデポジットを大家に預ける。 VAT、諸経費については契約条件により異なる。 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電 気 料 金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.02～0.06	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.02～0.05	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 1.21～3.2	出所: モスクワ市エネルギー委員会 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.03～0.1	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 0.02～0.09	月額基本料:－ 1kWh当たり料金: 1.43～5.58	出所:モスクワ市エネルギー販売事業公社「モスエ ネルゴズビット」 1kWh当たり料金は時間帯及び電気暖房設備、電 気調理設備の有無によって異なる。
水 道 料 金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 1.01	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.91	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 56.2	出所: モスクワ市水道事業公社「モスヴオドカナル」 上下水道。
ガ ス 料 金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.07	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 0.07	月額基本料:－ 1m3当たり料金: 4.04	出所: ロシア連邦公共料金局 天然ガス。
輸 送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,400 (2)2,050 (3)3,350	(1)3,063 (2)1,847 (3)3,017	(1)188,850 (2)113,865 (3)186,072	出所: 日系物流会社 工場立地:モスクワ 最寄り港:サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港:ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1)対日輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテ ルブルク港→横浜港 内訳:陸送費1,100ドル、海上輸送費2,300ドル (2)第3国輸出:工場立地(モスクワ)→サンクトペテ ルブルク港→ブレマーハーフェン港 内訳:陸送費1,100ドル、海上輸送費950ドル (3)対日輸入:横浜港→サンクトペテルブルク港→ 工場立地(モスクワ) 内訳:陸送費1,100ドル、海上輸送費:2,250ドル 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。
為 替	21.為替レート	1米ドル＝55.5440、1ユーロ＝61.6649 (2015年7月1日付)			
税 制	22.法人所得税 (表面税率%)	地方税:18 連邦税:2			出所: 国税基本法(第284条)
	23.個人所得税 (最高税率%)	13			出所: 国税基本法(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率が異なる。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所: 国税基本法(第164条) 軽減税率:食品、子供用品、定期刊行物、医薬品 は10%
	25.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避 のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国 連邦政府との間の条約(第8条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避 のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国 連邦政府との間の条約(第7条)
	27.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避 のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国 連邦政府との間の条約(第9条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	648～937	584～844	35,995～52,069	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2015年3月時点) 製造ライン作業員 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	815～1,274	735～1,148	45,295～70,773	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2015年3月時点) 工場ライン監督者 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,489～3,524	1,341～3,174	82,700～195,752	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2015年3月時点) 工場長 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	4.営業職(月額)	1,008～2,661	908～2,397	56,000～147,800	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2015年3月時点) エリア販売マネージャー 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	577～626	520～564	32,055～34,775	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2015年3月時点) ショップアシスタント 外国企業勤務の場合。 基本給、賞与含む。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	(1) 170 (2) 137	(1) 153 (2) 123	(1) 9,445 (2) 7,600	出所: (1)2014年12月1日付地域間合意書第280/14-S号「サンクトペテルブルク市の2015年の最低賃金について」 (2)2014年12月25日付地域間合意書第12/S-14号「レニングラード州の2015年の最低賃金について」 改定日: (1)2015年1月1日 サンクトペテルブルク市 (2)2015年4月1日 レニングラード州 月額。 レニングラード州は2015年9月1日以降、7,800ルーブルに改定。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	1. 694～1,008 2. 577～1,257 3. 1,487～6,174 4. 1,183～6,420 5. n.a.	1. 625～908 2. 520～1,133 3. 1,339～5,561 4. 1,066～5,783 5. n.a.	1. 38,564～55,963 2. 32,070～69,842 3. 82,567～342,910 4. 65,730～356,607 5. n.a.	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Saint-Petersburg」(2015年3月時点) 1～5は上記項目1～5に対応。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 30.2～38.5% 被雇用者負担率: なし 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.9% 医療保険: 5.1% 年金: 22.0% その他: 0.2～8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 71万1,000ルーブルまでは年金率は合計22%。71万1,000ルーブルを超えた部分は当該部分の10%。 出所: 2014年12月4日付連邦政府決定第1316号。
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 11.5% 2013年: 11.9% 2014年: 10.7%			出所: サンクトペテルブルク市・レニングラード州国家統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a) 36～ (b) 13～ (c) 22～	(a) 32～ (b) 11～ (c) 19～	(a) 2,000～ (b) 700～ (c) 1,200～	出所: 不動産会社「ベスト商業不動産」 工業団地名: (a) ウトキナ・ザヴォディ(サンクトペテルブルク市南東) (b) サンクトペテルブルク市南郊外(環状自動車道路から20～40km) (c) シュシヤリ(サンクトペテルブルク市南東) VAT含まず。ユーティリティ整備費が別途必要。 m2当たりの購入価格は、購入面積により変わる。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a) 1.98～ (b) 1.44～	(a) 1.78～ (b) 1.30～	(a) 110～ (b) 80～	出所: 不動産会社「ベスト商業不動産」 (a) サンクトペテルブルグ市北東 (b) サンクトペテルブルグ市南 ユーティリティ整備費が別途必要。 m2当たりの借料は、借地面積により変わる。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1) 27 (2) 21	(1) 25 (2) 19	(1) 1,522 (2) 1,145	出所: 不動産会社「コリエルス・インターナショナル」 管理費含む (1) クラスA、(2) クラスB
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	1,980	1,784	110,000	出所: 不動産会社ツァン 地区名: 中央地区 住宅の種類: 市中心部のアパート 占有面積: 82-130m2 税・諸経費の内訳: 管理費含む、セイフティ・デポジット1ヵ月分と不動産への仲介手数料1ヵ月分が必要

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	16.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1)0.04~0.07 (2)0.04~0.07	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1)0.04~0.06 (2)0.04~0.06	月額基本料:— 1kWh当たり料金: (1)2.26~3.82 (2)2.25~3.81	出所: ペテルブルク売電会社 (1) 契約電力が150キロワット未満の場合。 (2) 契約電力が150~670キロワットの場合。 ただし、電圧や契約形態によって異なる。
	17.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.04~0.07	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 0.04~0.06	月額基本料:— 1kWh当たり料金: 2.30~3.94	出所: サンクトペテルブルク市公共料金委員会 時間帯及び料金メーターの有無によって異なる。
水道料金	18.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)0.52 (2)0.09	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)0.47 (2)0.08	月額基本料:— 1m3当たり料金: (1)28.86 (2)5.22	出所: サンクトペテルブルク市公共料金委員会 (1) 飲用水、(2) 工業用水 上下水道含む。
ガス料金	19.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.09	月額基本料:— 1m3当たり料金: 0.08	月額基本料:— 1m3当たり料金: 4.97	出所: ガスプロム・メジレギオンガス・サンクトペ テルブルク 天然ガス。
輸送	20.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)2,300 (2)950 (3)2,250	(1)2,553 (2)1,055 (3)2,498	(1)127,751 (2)52,767 (3)124,974	出所: 日系物流会社 工場立地: サンクトペテルブルク 最寄り港: サンクトペテルブルク港 第3国仕向け港: ブレマーハーフェン港(ドイツ) (1) 対日輸出: 工場立地(サンクトペテルブルク) →サンクトペテルブルグ港→横浜港 (2) 第3国輸出: 工場立地(サンクトペテルブルク) →サンクトペテルブルグ港→ブレマーハーフェン 港 (3) 対日輸入: 横浜港→サンクトペテルブルク港 →工場立地(サンクトペテルブルク) 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。
為替	21.為替レート	1米ドル=55.5440ルーブル、1ユーロ=61.6649ルーブル (2015年7月1日付インターバンクレート)			
税制	22.法人所得税 (表面税率%)	地方税:18 連邦税:2			出所: 国税基本法(第284条)
	23.個人所得税 (最高税率%)	13			出所: 国税基本法(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率 が異なる。
	24.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所: 国税基本法(第164条) 軽減税率: 食品、子供用品、定期刊行物、医薬品 は10%
	25.日本への利子送金課 税(最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の条約(第8条)
	26.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の条約(第7条)
	27.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税 率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の条約(第9条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	502～872	452～785	27,901～48,414	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Vladivostok」(2015年3月時点) オペレーター 基本給のみ。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	958～1,780	863～1,603	53,234～98,874	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Vladivostok」(2015年3月時点) 主任給電技師 基本給のみ。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,327～3,569	1,196～3,215	73,727～198,240	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Vladivostok」(2015年3月時点) 部長(総務担当) 基本給のみ。
	4.営業職(月額)	295～840	266～757	16,392～46,675	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Vladivostok」(2015年3月時点) 営業職 基本給のみ。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	191～477	172～430	10,600～26,508	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Vladivostok」(2015年3月時点) 販促員 基本給のみ。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	180～1,260	162～1,135	10,000～70,000	出所: 売買揭示サイト「Farpost.ru」 給仕 基本給のみ。
	6.法定最低賃金	107	97	5,965	出所: 2014年12月1日付連邦法第408-FZ号 改定日: 2015年1月1日 沿海地方。月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	3(中間管理職) 904～7,229 1,2,4,5. n.a	3(中間管理職) 815～6,512 1,2,4,5. n.a	3(中間管理職) 50,233～401,555 1,2,4,5. n.a	出所: ケース「Salary, Compensation and Benefits Survey, Vladivostok」(2015年3月時点) 1～5は上記項目1～5に対応。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率: 30.2～38.5% 被雇用者負担率: なし 雇用者負担率の内訳: 雇用保険: 2.9% 強制医療保険: 5.1% 年金: 22.0% 労災保険: 0.2～8.5%(労災保険は業種の危険度によって異なる)			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 71万1,000ルーブルまでは年金料率は合計22%。71万1,000ルーブルを越えた部分は当該部分の10%。 出所: 2014年12月4日付連邦政府決定第1316号。
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 11.2% 2013年: 9.5% 2014年: 8.5%			出所: ウラジオストク市政府「ウラジオストク市の経済動向モニタリング」各年版
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)5.4 (b)25.2	(a)4.9 (b)22.7	(a)300 (b)1,400	出所: 売買揭示板サイト「Farpost.ru」 (a) 沿海地方ナデジンスキー地区(ウラジオストク市から約40km) (b) 沿海地方アルチョム市(同約50km) 税・諸経費については契約条件によって異なる
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	5.89	5.30	327	出所: 不動産コンサルティング会社「Industry-r」 「商業不動産価格」(2015年第1四半期) 税・諸経費については契約条件によって異なる
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	16.0	15	909	出所: 不動産コンサルティング会社「Industry-r」 「商業不動産価格」(2015年第1四半期) 税・諸経費については契約条件によって異なる
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(a)1,260 (b)1,800	(a)1,135 (b)1,622	(a)70,000 (b)100,000	(a) 3部屋、家具付き。出所: 不動産仲介会社「Lincom」 (b) 4部屋、家具付き。出所: ヒュンダイホテル中心部。 VATを含み、諸経費については契約条件により異なる。

ロシア(調査都市:ウラジオストク)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ルーブル	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.07~0.10	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.06~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 3.93~5.64	出所: 沿海地方公共料金局 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.09	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 0.02~0.08	月額基本料:- 1kWh当たり料金: 1.21~4.76	出所: 沿海地方公共料金局 1kWh当たり料金は電圧や時間帯によって異なる。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.61	月額基本料:- 1m3当たり料金: 0.55	月額基本料:- 1m3当たり料金: 34.24	出所: 沿海地方公共料金局 上下水道。
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.71	月額基本料:- 1m3当たり料金: 1.54	月額基本料:- 1m3当たり料金: 95.20	出所: 沿海地方公共料金局 液化ガス。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,200 (2)1,000 (3)1,600	(1)1,081 (2)901 (3)1,441	(1)66,653 (2)55,544 (3)88,870	出所: 日系物流会社 工場立地: ウラジオストク 最寄り港: ウラジオストク港 第3国仕向け港: 上海港(中国) (1)対日輸出: 工場立地(ウラジオストク)→横浜港 (2)第3国輸出: 工場立地(ウラジオストク)→上海港 (3)対日輸入: 横浜港→工場立地(ウラジオストク) 米ドル建てをユーロ建て、ルーブル建てに換算。
為替	19.為替レート	1米ドル=55.5440、1ユーロ=61.6649 (2015年7月1日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	国税:20 地方税:18 連邦税:2			出所: 国税基本法(第284条)
	21.個人所得税 (最高税率%)	13			出所: 国税基本法(第224条) キャピタルゲイン、受取配当金、受取利子は税率が異なる。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所: 国税基本法(第164条) 軽減税率: 食品、子供用品、定期刊行物、医薬品は10%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第7条)
	25.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税率%)	10			出所: 2009年7月24日付連邦法第212-FZ号「年金基金、社会保険基金、強制医療保険における保険料率について」、2005年12月22日付連邦法第179-FZ号 71万1,000ルーブルまでは年金料率は合計22%。71万1,000ルーブルを越えた部分は当該部分の10%。 出所: 2014年12月4日付連邦政府決定第1316号。

ウクライナ(調査都市:キエフ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	159～243	144～219	3,350～5,100	出所: ケース「Expert Estimation of Salary Level of the Employees Working in Kiev」(2015年7月時点) 製造ライン作業員 月額賃金(賞与含む)。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	190～366	171～330	4,000～7,700	出所: ケース「Expert Estimation of Salary Level of the Employees Working in Kiev」(2015年7月時点) 工場ライン監督者 月額賃金(賞与含む)。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	333～928	300～836	7,000～19,500	出所: ケース「Expert Estimation of Salary Level of the Employees Working in Kiev」(2015年7月時点) 生産監督者 月額賃金(賞与含む)。
	4.営業職(月額)	238～476	214～429	5,000～10,000	出所: ケース「Expert Estimation of Salary Level of the Employees Working in Kiev」(2015年7月時点) 営業職 月額賃金(賞与含む)。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	143～312	129～281	3,000～6,550	出所: ケース「Expert Estimation of Salary Level of the Employees Working in Kiev」(2015年7月時点) 販売員 月額賃金(賞与含む)。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	121～188	109～169	2,550～3,950	出所: ケース「Expert Estimation of Salary Level of the Employees Working in Kiev」(2015年7月時点) 調理補助員 月額賃金(賞与含む)。
	6.法定最低賃金	58	52	1,218	出所: 2014年12月28日付ウクライナ法第80-VIII号 改定日: 2015年1月1日 (2015年12月1日より1,378フリブニャ) 月額。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a	n.a	n.a	
	8.社会保険負担率	■雇用者負担率: 36.76～49.7%(業種の危険度合いによる) ■被雇用者負担率: 3.6%			出所: 2010年7月8日付ウクライナ法第2464-VI号(2015年3月2日付ウクライナ法第219-VIII号により最終改訂)
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 14.8% 2013年: 8.7% 2014年: 7.4%			出所: キエフ市統計局
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	(a)7.28 (b)8.38	(a)6.56 (b)7.55	(a)153 (b)176	出所: 「Realt.ua」不動産ポータルサイト (a)キエフ州(キエフから23km) (b)キエフ州(キエフから30km) 税・諸経費については契約条件によって異なる。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(a)1.67 (b)2.14	(a)1.50 (b)1.93	(a)35 (b)45	出所: 「Realt.ua」不動産ポータルサイト (a)キエフ州(キエフから2km) (b)キエフ州(キエフから45km.) 管理費については契約条件によって異なる。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	23～35	21～32	483～735	出所: 不動産会社コリエルスインターナショナル キエフ市内のAクラス物件。 税・諸経費については契約条件によって異なる。 管理費含まず。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニャ建てに換算。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,000～7,000	1,801～6,305	42,020～147,070	出所: 不動産キエフインターナショナル・リアリティ キエフ市内中心部(住宅面積より異なる)(3部屋) 水道代、電気料金、ガス料金は含まず。 税・諸経費については契約条件によって異なる。 初回賃料として2ヶ月分を支払う(賃貸開始月と最終月の2か月分)。 米ドル建てをユーロ建て、フリブニャ建てに換算。

ウクライナ(調査都市:キエフ)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 フリブニャ	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.08~0.09	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.07~0.08	月額基本料: 1kWh当たり料金: 1.58~1.80	出所:キエフエネルギー 2015年7月1日以降。 1kWh当たりの料金は電圧および時間帯によって異なる。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02~0.07	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02~0.06	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.37~1.41	出所:キエフエネルギー 2015年4月1日以降。 1kWh当たりの料金は電圧および時間帯によって異なる。
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: (a)0.22 (b)0.19	月額基本料: 1m3当たり料金: (a)0.20 (b)0.18	月額基本料: 1m3当たり料金: (a)4.60 (b)4.09	出所:キエフウオドカナル (a)上水道料金 (b)下水道料金
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.38	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.34	月額基本料: 1m3当たり料金: 7.92	出所:2015年5月28日付エネルギー分野の規制に関する国家委員会決定第1628号 2014年6月1日以降。 天然ガス。
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)3,835 (2)3,535 (3)5,585	(1)3,454 (2)3,184 (3)5,031	(1)80,573 (2)74,270 (3)117,341	出所:日系物流会社 工場立地:クレメンチュク 最寄り港:オデッサ港 第3国仕向け港:香港 (1)対日輸出:工場立地(クレメンチュク)→オデッサ港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(クレメンチュク)→オデッサ港→香港 (3)対日輸入:横浜港→オデッサ港→工場立地(クレメンチュク) 陸上輸送費、ターミナルハンドリング料金を含む。 オデッサ港ークレメンチュク間の陸上費は1,335米ドル。
為替	19.為替レート	1米ドル=21.0100フリブニャ、1ユーロ=23.3253フリブニャ (2015年7月1日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	18			出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号
	21.個人所得税 (最高税率%)	(1) 15 (2) 20			出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号 (1) 最低賃金の10倍未満の月収の場合。 (2) 最低賃金の10倍超の月収の場合。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所:2010年12月2日付国税基本法第2755-VI号 船舶、航空機、宇宙船、軍事用途の地上用輸送機器の整備・補修・補給に関する製品およびサービス等については免税。
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第8条) 日ソ租税条約を継承。
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第7条) 日ソ租税条約を継承。
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の条約(第9条) 日ソ租税条約を継承。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	430.43	387.70	1,100,000	出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 別途交通費、食事代を支給。
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	606.51	546.31	1,550,000	出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 別途交通費、食事代を支給。
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,213.02	1,092.62	3,100,000	出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 業績給として別途毎月約900,000スム。
	4.営業職(月額)	430.43	387.70	1,100,000	出所:関係する日系企業の進出はほとんど無いため、外国との合併食品加工企業における実勢支払いベースをヒアリング。 業績給として別途毎月約900,000スム。別途、交通費、食事手当、携帯電話使用料(通話料込み)を支給。
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	254.34	229.10	650,000	出所:地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。 別途売上額の3%を加算。 食事手当121,000スムを支給。
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	352.17	317.21	900,000	出所: 地場資本の中級ショップの店員に対しヒアリング。 別途サービス料として精算額の10～20%を加算。 食事手当を支給。
	6.法定最低賃金	118,400			改定日: 2014年12月15日 大統領令第UP-4672号(2014年11月21日付) 2015年9月1日からスムに引き上げ(大統領令第UP- 号2015年月日付)。
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.			ボーナス支給に関する定めを記述した条文は設定されていない。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:25% 被雇用者負担率:8% ■雇用者負担率の内訳: 統一社会保険料:25% 予算外年金基金:24.8% 就業支援国家基金:0.1% 労働組合協議会:0.1% ■被雇用者負担率の内訳: 年金基金(保険部分)7% 年金基金(積立部分):1% その他: 予算外企業年金:総売上高の1.6% 予算外道路基金:総売上高の1.4% 予算外学校教育基金:総売上高の0.5%			出所: 大統領決定第PP-2270号(2014年12月4日付) 閣僚会議・国家税務委員会・中央銀行幹部会決定第76号、第2005-47号、第267-B号(2005年8月29日付)
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:26.5% 2013年:20.8% 2014年:23.2%			出所: 大統領令第UP-4399号(2011年12月30日付) 大統領令第UP-4482号(2012年11月9 日付) 大統領令第UP-4582号(2013年12月2日付) 大統領令第UP-4672号(2014年11月21日付) 当該データは未公表 左記は全国の公務員給与および法定最低賃金の上昇率を記載。
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	n.a.	n.a	n.a.	土地は国有であり、売買は法令で定められる場合を除き認められない。 外国企業等には、土地法によって規定される土地使用および契約による賃借が認められる土地使用の場合、登録料(最低賃金の50%)および土地税(タシケント市最高区画で年間8,625万スム/ha)の支払いが必要。 なお、ウズベキスタンの法人に対して土地の私有化が認められる決定がなされた(大統領令2006年7月24日付)が、細則が公布されていないため、私有化措置は導入されていない。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)				また、大統領令第UP-4059号(2008年12月2日付)でウズベキスタン中部のナボイ空港近郊に「自由工業経済区」が設置された。 同経済区への進出に際し免税等の優遇措置を得るには300万ユーロ以上の出資が条件。2012年12月にはアングレン特別工業区、2013年3月にはジザク特別工業区が設置されており優遇措置を得るにはどちらも30万ドル以上の出資が条件。
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	28	24.77	70,279	出所: インターナショナル・ビジネスセンター 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。 当該物件については付加価値税免除。他の物件については課税の可能性がある。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	3,000～5,000	2,702～4,504	7,666,800～12,778,000	出所: 地元不動産事業者 タシケント市内中心部の戸建て200～400m2、5～6部屋。 電気代と国際電話使用料以外は大家負担が多い。 通常3～6ヵ月分の前払い。 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。

ウズベキスタン(調査都市:タシケント)

特に追記がない場合はVATを含む。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 スム	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.06	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.05	月額基本料: 1kWh当たり料金: 155	出所: ウズベクエネルギー 750kVA以下の場合。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.06	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.05	月額基本料: 1kWh当たり料金: 155	出所: ウズベクエネルギー 付加価値税非課税。 電気コンロ常設の家庭は1kWh当たり77.5スム。
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.23	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.20	月額基本料: 1m3当たり料金: 595	出所: スヴソス 上水・下水道料金の合計額。
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.08	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.07	月額基本料: 1m3当たり料金: 195	出所: タシケントシャハルガス 天然ガス。
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 7,900 (2) 6,300 (3) 9,100	(1) 7,116 (2) 5,675 (3) 8,197	(1) 20,189,240 (2) 16,100,280 (3) 23,255,960	出所: Militzer&Munch 工場立地: タシケント 最寄り港: ポストチヌイ港(ロシア)もしくはノボロシ スク港(ロシア) 第3国仕向け港: アントワープ港(ベルギー) (1) 工場立地(タシケント)→ポストチヌイ港3,530ド ル、ポストチヌイ港→横浜港4,370ドル 日数30～35日 (2) 工場立地(タシケント)→ノボロシスク港3,630 ドル、ノボロシスク港→アントワープ港2,670ドル 日数20～25日 (3) 横浜港→ポストチヌイ港5,100ドル、ポストチ ヌイ港→工場立地(タシケント)4,000ドル 日数30～35日 商品によって警備代370ドルが加算。 米ドル建てをユーロ建て、スム建てに換算。
為 替	19.為替レート	1米ドル=2,555.6000、1ユーロ=2,837.22311 (2015年7月1日付)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	7.5			出所: 大統領決定第PP－2270号(2014年12月4 日付) 商業銀行や興行など特定業種を除く。
	21.個人所得税 (最高税率%)	23			出所: 大統領決定第PP－2270号(2014年12月4 日付) 法定最低賃金の5倍以下の場合: 8.5% 同5倍を超え10倍以下の場合: 8.5%(法定最低賃 金の5倍以下の部分)+17%(同5倍を超える部 分) 同10倍を超える場合: 8.5%(法定最低賃金の5倍 以下の部分)+17%(法定最低賃金の10倍以下 の部分)+23%(同10倍を超える部分) なお、当該税率には個人負担の社会保険の一部 (年金積立基金分の1%)が含まれる。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20			出所: 大統領決定第PP－2270号(2014年12月4 日付)
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の条約(第8条) 日ソ租税条約を承継
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の条約(第7条) 日ソ租税条約を承継
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所: 所得に対する租税に関する二重課税の回 避のための日本国政府とソヴィエト社会主義共 和国連邦政府との間の条約(第9条) 日ソ租税条約を承継

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	590.56	531.94	110,000	出所：関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業A社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 月額
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	805.30	725.37	150,000	出所：関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業B社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 月額
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,342.17	1,208.95	250,000	出所：関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業C社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 月額
	4.営業職(月額)	1,073.74	967.16	200,000	出所：関係する日系企業の進出はほとんどないため、地場企業D社に対して実勢支払いベースをヒアリング。 月額
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	429.50	386.86	80,000	出所：地場資本の店舗Eに対して実勢支払いベースをヒアリング。 別途売上額の3%を加算。 月額
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	429.50	386.86	80,000	出所：地場資本の店舗Fに対して実勢支払いベースをヒアリング。 別途深夜食事手当を一日あたり2,000テンゲ支給。 月額
	6.法定最低賃金	115	103	21,364	共和国法第1300号「2015～2017年共和国予算について」(2014年12月11日付) 改定日：2015年 1月 1日 月額
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	n.a.			規程はなく、企業により年間給与の1～30%で支給。
	8.社会保険負担率	雇用者負担率：10% 被雇用者負担率：10% 雇用者負担率の内訳： 失業保険：5% 労災保険：0.12～2.96% (危険度に応じ段階付け) 年金：5% (一部の業種のみ) 被雇用者負担率の内訳： 年金：10%			出所：共和国法第405号-II「強制社会保険について」(2003年4月25日付) 共和国法第30-III号「職務遂行における生命および健康への危害に対する従業員の強制保険について」(2005年2月7日付。2015年4月17日改定。) 共和国決定第1562号「雇用者負担年金支払いとなる職種のリストについて」(2013年12月31日付) 共和国法第105-V号「年金支給法」(2013年6月21日付) 共和国基本法第99-IV号「予算への税とその他の義務的な支払いについて(国税基本法)」(2008年12月10日付) 別途、雇用者には社会税として11%が課される。
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年：10.44% 2013年：5.90% 2014年：9.09%			出所：アルマトイ市社会経済発展統計速報2014年 各年の月間平均前年比。
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	14.00～59.80	12.61～53.86	2,608～11,139	出所：ダムグループ、個人所有地 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。実際に支払う際には、米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.8～8.05	0.73～7.25	150～1,500	出所：ディスペクス 屋外スペースであるか、建屋内であるか等により変動
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	10～60	9～54	1,863～11,176	出所：クリイシャ.KZ 地区名：コナエフ・カズベク・ビ、カザフフィルム地区、他 占有面積：51m2～480m2 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。実際に支払う際には、米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	2,500～10,300	2,252～9,278	465,663～1,918,530	出所：アルマトイリアルエステート 地区名：アルマトイ市中心地 住宅の種類：アパート、戸建て 占有面積：200m2～800m2 平均値。米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。実際に支払う際には、米ドル建てを支払い時の中央銀行レート換算でテンゲ払い。

		米ドル	ユーロ	現地通貨 テンゲ	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.03～0.20	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02～0.18	月額基本料: 1kWh当たり料金: 4.87～36.43	出所:アルマトイエネルゴズビット 昼間料金(7時～19時):17.37テンゲ/kWh 夜間料金(19時～23時):36.43テンゲ/kWh 深夜料金(23時～7時):4.87テンゲ/kWh 時間帯によって単価が変わる。
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.03～0.20	月額基本料: 1kWh当たり料金: 0.02～0.18	月額基本料: 1kWh当たり料金: 4.87～36.43	出所:アルマトイエネルゴズビット 使用量、時間帯および電気コンロの有無や年 金所得者であるか等によって単価が変わる。
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 1.10	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.99	月額基本料: 1m3当たり料金: 205.34	出所:ホールディングアルマトイスウ 上水道料金:152.73テンゲ/m3 下水道料金:52.61テンゲ/m3
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.17	月額基本料: 1m3当たり料金: 0.15	月額基本料: 1m3当たり料金: 31.32	出所:カズトランスガス・アルマトイ 天然ガス。
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)9,300 (2)4,230 (3)9,000	(1)8,377 (2)3,810 (3)8,107	(1)1,732,265 (2)787,901 (3)1,676,385	出所:マルチモーダルロジスティクス 工場立地:アルマトイ 最寄り港:アクタウ港 (2)のみバウチノ港 第3国仕向け港:ネカ港(イラン) (1)対日輸出:工場立地(アルマトイ)→アクタウ 港→横浜港 (2)第3国輸出:工場立地(アルマトイ)→バウチ ノ港→ネカ港 (3)対日輸入:横浜港→アクタウ港→工場立地 (アルマトイ) 米ドル建てをユーロ建て、テンゲ建てに換算。
為 替	19.為替レート	1米ドル＝186.2650テンゲ、1ユーロ＝206.7911テンゲ (2015年7月1日)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	20			出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税と その他の義務的な支払いについて(国税基本 法)」(2008年12月10日付)
	21.個人所得税 (最高税率%)	10			出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税と その他の義務的な支払いについて(国税基本 法)」(2008年12月10日付) 受取配当金に対しては5%。
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	12			出所:共和国基本法第99-IV号「予算への税と その他の義務的な支払いについて(国税基本 法)」(2008年12月10日付)
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の 回避及び脱税の防止のための日本国とカザフ スタン共和国との間の条約(第11条)
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15			出所:所得に対する租税に関する二重課税の 回避及び脱税の防止のための日本国とカザフ スタン共和国との間の条約(第10条) 持ち株割合10%以上の場合: 5%
	25.日本へのロイヤルティー 送金課税(最高税率%)	10			出所:所得に対する租税に関する二重課税の 回避及び脱税の防止のための日本国とカザフ スタン共和国との間の条約(第12条)

		米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	213～2,356	192～2,122	1,627～18,000	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2015年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:27社・機関、対象者数:1,949名) 2014年度実績値(2015年度は平均11.2%増見込み) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり 月額
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	317～4,586	285～4,130	2,420～35,031	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2015年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:27社・機関、対象者数:1,949名) 2014年度実績値(2015年度は平均16.2%増見込み) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり 月額
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	694～3,652	625～3,290	5,300～27,900	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2015年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:27社・機関、対象者数:1,949名) 2014年度実績値(2015年度は平均10.9%増見込み) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり 月額
	4.営業職(月額)	264～2,356	238～2,122	2,015～18,000	出所: エジプト日本商工会(JBA)による2015年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:27社・機関、対象者数:1,949名) 2014年度実績値(2015年度は平均15.7%増見込み) 基本給、社会保障(雇用者負担)含む 企業により、交通費、職種手当、皆勤手当、家族手当、能力手当、医療補助など含む場合あり 月額
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	157	141	1,200	出所:財務省ウェブサイト 改定日:2014年1月1日、公的部門、月額(ただし運用が遅れている模様)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	基本給(月額)0～10ヵ月分(平均2.3ヵ月分)			出所:エジプト日本商工会(JBA)による2015年5月の日系企業賃金調査結果(在カイロ対象企業・団体数:27社・機関、対象者数:1,949名) 2014年度実績値
	8.社会保険負担率	雇用者負担率:固定給の26%+変動給の24% 被雇用者負担率:固定給の14%+変動給の11% 固定給(月額)最低 EGP 145.25/最高 EGP 1,037.50 変動給(月額)最高 EGP 1,830 * * Decree No.74 of The Year 2013に基づき、変動給の最高値は毎年西暦年の初めに、前年末時点の値から15%上昇する。(2014年末はEGP1,590) 雇用者負担率(固定給の26%)内訳:年金15%、医療保険4%、労災保険3%、失業保険2%、報酬保障2% 雇用者負担率(変動給の24%)内訳:年金15%、医療保険4%、労災保険3%、失業保険2% 被雇用者負担率(固定給の14%)内訳:年金10%、医療保険1%、報酬保障3% 被雇用者負担率(変動給の11%)内訳:年金10%、医療保険1%			出所:社会保険庁 (National Organization for Social Insurance) 社会保険法1975年第79号(負担率などを規定) Ministry of Social Solidarity, Decree No.74 of the Year 2013 - Amending the Decree of the Ministry of Finance No.554 of the Year 2007 on The Rules Implementing the Provisions of the Social Insurance Law Promulgated By Law No.79 of the Year 1975(2014年1月1日以降の変動給の最大値をEGP1,590とする旨などを規定) Social Insurance Chairman's Office 2013年8月27日付通達(アラビア語のみ)
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2013年度(2012年7月～2013年6月) : 16.4% 2014年度(2013年7月～2014年6月) : 24.9% 2015年度(2014年7月～2015年6月) : 13.2%			出所: 財務省『財政月報 2015年6月』(The Financial Monthly June 2015) 2015年度は5月までの値 政府機関職員の賃金上昇率を示す
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	1. (1)49 (2)32 (3)18 (4)24 2. (1)318～365 (2)105～170 (3) a)124, b)118, c)111, d)105 (4)98 (5) a)98, b)524 (6)55	1. (1)44 (2)29 (3)17 (4)22 2. (1)287～329 (2)94～153 (3) a)112, b)106, c)100, d)94 (4)88 (5) a)88, b)472 (6)50	1. (1)375 (2)245 (3)140 (4)185 2. (1)2,432～2,787 (2)800～1,300 (3)a) 950, b)900, c) 850, d)800 (4)750 (5) a)750, b)4,000 (6)420	出所: 産業開発公社(IDA:Industrial Development Authority)およびその管轄下の民間ディベロッパー、スエズ工業開発公社(SIDC) 1.IDA管轄の工業地区(Industrial Zone) ※あくまで参考値、価格詳細はIDAに要コンタクト。 (現金払いの場合) (1)10月6日市/5月15日市/テンス・オブ・ラマダン市/オプール市/バドル市 /ニュー・ダミエッタ市 (2)サダト市 /ボルグ・エル・アラブ市 (3)ベニ・スエフ /ミニア /アススート・ニューシティー /ファイユーム (4)北部スエズ湾 2.民間ディベロッパーによる工業用地 (1)10月6日市 (CPC社運営) 740～1,220m2 (2)10月6日市 (IDG社運営) 2,000～45,000m2 (3)10月6日市 (Al Oula社運営) 、テンス・オブ・ラマダン市 (P.I Parks社、Pyramids Zona Franca社運営) a) 25,000m2まで、b) 25,000～50,000m2、c) 50,000～100,000m2、d) 100,000m2以上 (4)テンス・オブ・ラマダン市 (Al Tajamouat社運営) 3,000～7,000m2 (10,000～15,000m2まで拡張計画あり) (5) スエズ /アイン・ソフナ ースエズ工業開発公社 (SIDC) : a) 10,000 ～ 400,000m2 b) Plug & Play(工場付き用地)450～720 m2 (6)スエズ /アイン・ソフナ (スエズ経済・貿易合作区)- Egypt-TEDA社
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	(1)4.19 (2)1.96～2.23 (3) (a)0.46, (b)0.23 (4) (a)15, 1.31, (b) 1.96, (c)3.01	(1)3.77 (2)1.77～2.00 (3) (a)0.41, (b)0.21 (4) (a)14, 1.18, (b) 1.77, (c)2.71	(1) 32 (2) 15～17 (3) (a) 3.50, (b) 1.75 (4) (a) 117, 10, (b) 15, (c) 23	出所:ヒアリング 工業団地名 (1)ボラリス・工業用地(10月6日市) 工場付き用地 (2)スエズ経済・貿易合作区(スエズ、アイン・ソフナ) 工場付き用地 (3)フリーゾーン内工業用地 (a)アレキサンドリア、ポート・サイド、ナセルシティ、スエズ・イスマレイヤ (b)ダミエッタ、シェビーン・エル・コム (4)不動産会社 (Coldwell Banker) (a)ニューカイロ:8,400m2、1,284m2、(b)10月6日市:3,200m2、(c)スエズロード沿い:5,000m2 ※10.記載のIDA管轄工業地区のレンタルは一般的ではない(ヒアリング) 仮にレンタルする場合は、借料は各ケースに応じて算出するため電話での開示は不可
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	(1)6.28、5.24 (2)7.59、3.01 (3)5.24、6.15 (4)3.93、6.02 (5)5.24、4.45 (6)22、40 (7)205、20	(1)5.66、4.72 (2)6.84、2.71 (3)4.72、5.54 (4)3.54、5.42 (5)4.72、4.01 (6)20、36 (7)185、18	(1)48、40 (2)58、23 (3)40、47 (4)30、46 (5)40、34 (6)168、306 (7)1,565、153	出所:不動産会社 (Coldwell Banker) (1) ガーデンシティ (250m2、500m2) (2) ナセルシティ (355m2、2,000m2) (3)ヘリオポリス (250m2、642m2) (4)ドッキ (230m2、1,000m2:ドル建てをユーロ、エジプトポンドに換算) (5) モハンデシーン (175m2、450m2) (6) ニューカイロ (500m2、1500m2) (7) 10月6日市 (122m2、8,000m2) 商業あるいは事務所認可された不動産市況)の事務所 地区、面積、用途 (commercial, administrative)により賃料にばらつきあり
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	(1) 2,400～2,500 (2)1,700～2,500 (3)1,100～1,833 (4)524～1,047 (5)916～2,000 (6)1,000～1,047	(1)2,162～2,252 (2)1,531～2,252 (3)991～1,651 (4)472～943 (5)825～1,801 (6)901～943	(1)18,335～19,099 (2)12,987～19,099 (3)8,403～14,000 (4)4,000～8,000 (5)7,000～15,279 (6)7,640～8,000	出所:不動産会社 (Coldwell Banker) 地区名および占有面積: アパートメント (1) マーディー (180～250m2) (2) ザマレク (120～200 m ²) (3) モハンデシーン (150～250m2) (4) ヘリオポリス (110～170m2) (5) 10月6日市 (120～280m2) (6) ニューカイロ (140～200m2) 家具付きが一般的 入居時、1～2ヵ月分家賃のデポジットが一般的

		米ドル	ユーロ	現地通貨 エジプト・ポンド	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: (1)(c) (d) 1.96 × 前年度の 最大消費月の電力量 (2)(b) (c) 3.40 × 前年度の 最大消費月の電力量 (3)(a～c) 4.97 × 前年度の 最大消費月の電力量 (4)なし 1kWh当たり料金: (1)(a)0.01 (b)0.02 (c)0.05～0.07(0.05) (d)0.03～0.05(0.03) (2)(a)0.03 (b)0.05～0.07(0.05) (c)0.03～0.05(0.04) (3)(a)～(c) 0.05～0.07(0.05) (4)(a)0.03 (b)0.06 (c)0.08	月額基本料: (1)(c) (d) 1.77 × 前年度の 最大消費月の電力量 (2)(b) (c) 3.07 × 前年度の 最大消費月の電力量 (3)(a～c) 4.48 × 前年度の 最大消費月の電力量 (4)なし 1kWh当たり料金: (1)(a)0.01 (b)0.02 (c) 0.04～0.06(0.05) (d)0.03～0.04(0.03) (2)(a)0.02 (b)0.04～0.06(0.05) (c) 0.03～0.05(0.03) (3)(a)～(c) 0.04～0.07(0.05) (4)(a)0.03 (b)0.05 (c)0.07	月額基本料: (1)(c) (d) 15 × 前年度の最 大消費月の電力量 (2)(b) (c) 26 × 前年度の最 大消費月の電力量 (3)(a～c) 38 × 前年度の最 大消費月の電力量 (4)なし 1kWh当たり料金: (1)(a)0.047 (b)0.18 (c)0.355～0.531(0.384) (d)0.237～0.356(0.257) (2)(a)0.205 (b)0.367～0.55(0.397) (c)0.256～0.384(0.277) (3)(a)～(c) 0.375～0.562(0.406) (4)(a)0.22 (b)0.435 (c)0.58	出所: エジプト電力省および、電力公益事業・消費者保護規制公社 (Egyptian Electric Utility & Consumer Protection Regulatory Agency) 月額基本料金: 消費電力が500kwh超で、オン・オフピークレート利用の場合のみ課されるが、平均値適用の場合には課されない (1) 超高電圧 (132-220kV) (a) Kima社 (EGCH) (オフ・オンピーク同額) (b) 地下鉄 (オフ・オンピーク同額) (c) 重工業 (鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・石化) および SUMED (Arab Petroleum Pipeline Company)、オフ～オンピーク (スマートメーターがない場合に適用される平均値) (d) その他 (2) 高電圧 (33-66kV) (a) 地下鉄 (オフ・オンピーク同額) (b) 重工業 (鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・石化) および SUMED、オフ～オンピーク (スマートメーターがない場合に適用される平均値) (c) その他 (3) 中電圧 (11-22kV) (a) 重工業 (鉄鋼・セメント・肥料・アルミニウム・石化) および SUMED (b) 工業 (ガラス・セラミック・陶磁器)、オフ～オンピーク (スマートメーターがない場合に適用される平均値) (c) その他 (4) 低電圧 (380V) (a) 灌漑 (b) その他 (c) 一般照明 (1)～(3)の月額基本料金については、毎年度末 (6月末) に、該当年の実際の電力使用量に応じて計算の上、調整 該当年の総電力使用量が、基準とした前年の使用量を下回った場合、基本料金の差額が払い戻され、上回った場合は追加で課金される (電力省へのヒアリング)
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1)0.01 (2)0.02 (3)0.03 (4)0.04 (5)0.05 (6)0.09 (7)0.10	月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1)0.01 (2)0.02 (3)0.02 (4)0.03 (5)0.05 (6)0.08 (7)0.09	月額基本料: なし 1kWh当たり料金: (1) 0.09 (2) 0.17 (3) 0.20 (4) 0.29 (5) 0.39 (6) 0.68 (7)0.78	出所: エジプト電力公益事業・消費者保護規制公社 (Egyptian Electric Utility & Consumer Protection Regulatory Agency) 使用電力量別 料金算出例 (1) 50kWhまで: EGP 4.5 (0 ≤ 50kWh: EGP0.090/kWh) (2) 100kWhまで: EGP 13 (51 ≤ 100kWh: EGP0.170/kWh) (3) 200kWhまで: EGP 43 (101 ≤ 200kWh: EGP 0.20/kWh) (4) 350kWhまで: EGP 86 (201 ≤ 350kWh: EGP 0.29/kWh) (5) 650kWhまで: EGP 203 (351 ≤ 650kWh: EGP 0.39/kWh) (6) 1,000kWhまで: EGP 440 (651kWh ≤ 1,000kWh: EGP 0.68/kWh) (7) 1,000kWh以上: EGP 0.78/kWh
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料: 1m3当たり料金: 上水 (1)0.21 (2)0.37 (3)0.88 下水 (1)0.17 (2)0.30 (3)0.70	月額基本料: 1m3当たり料金: 上水 (1)0.19 (2)0.34 (3)0.79 下水 (1)0.15 (2)0.27 (3)0.63	月額基本料: なし 1m3当たり料金: 上水 (1)1.60 (2)2.85 (3)6.70 下水 (1)1.28 (2)2.28 (3)5.36	出所: エジプト上下水道公社 (Holding Company for Water and Waste Water: HCWW) 上水 (1) 商業 (商業オフィス、商社会社の飲料水) (2) 工業 (軽工業・重工業統一価格) (3) 石油・採掘業 下水 m ³ 当たり料金は、上水料金の81% (電話による聴取) 例: (2) 工業の m ³ 当たり下水料金算出方法 2.85 X 0.80 = 2.28 EGP (1) 商業 (商業オフィス、商社会社の飲料水) (2) 工業 (軽工業・重工業統一価格) (3) 石油・採掘業 ※2015年8月改定後のデータ
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.11 (2)0.16 (3)0.28 (4)0.25 (5)0.18	月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.10 (2)0.14 (3)0.26 (4)0.22 (5)0.16	月額基本料: なし 1m3当たり料金: (1)0.81 (2)1.22 (3)2.17 (4)1.90 (5)1.35	出所: 石油省 料金算定方法: 100万 BTU = 26.4m ³ (1) 発電: 3.0USD/100万 BTU (2) 肥料、石化製品生産: 4.5USD/100万 BTU (3) セメント生産: 8.0USD/100万 BTU (4) 鉄鋼、アルミ、銅、セラミック、陶器、フラットガラス生産: 7.0USD/100万 BTU (5) 食品、紡績・繊維、薬品、エンジニアリング、レンガ、その他: 5.0USD/100万 BTU
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1) 1,350 (2) 611 (3) 865	(1) 1,216 (2) 550 (3) 779	(1) 10,313 (2) 4,665 (3) 6,608	出所: Suntra Express 社 工場立地: カイロ首都圏内、最寄り港: アレキサンドリア港、第3国仕向け港: アントワープ港 (ベルギー) (1) 対日輸出: 工場立地 (カイロ) → アレキサンドリア港 → 横浜港 (30-35日間) ※米ドル建て (2) 第3国輸出: 工場立地 (カイロ) → アレキサンドリア港 → アントワープ港 (7日間) ※ユーロ建て (3) 対日輸入: 横浜港 → ダヒーラ港 (アレキサンドリア港) → 工場立地 (カイロ) (30-35日間) ※米ドル建て
為 替	19.為替レート	1米ドル = 7.6395エジプトポンド、1ユーロ = 8.4813エジプトポンド (2015年7月1日付)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)		(1) 40.55 (2) 22.50		出所: (1) 石油及び天然ガスの探鉱・生産会社 (2005年91号法、2014年44号法) (2) (1) 以外 (2015年17号法、2015年3月より適用開始 (フリーゾーン庁ヒアリング)) ※2014年201号法にて法人税の電子納税が義務付けられた
	21.個人所得税 (最高税率%)	(年収) 5,000 EGP まで: 免除 5,000超～30,000EGP: 10% 30,000超～45,000EGP: 15% 45,000超～250,000EGP: 20% 250,000超～1,000,000EGP: 25% 1,000,000EGP超: 30%			出所: 2005年法第91号所得税法 (給与税に相当)、2013年法第11号 (2013年5月発表) および首相令2014年第44号 (2014年6月発表) 首相令2014年第44号により、年間所得100万EGP超の場合の個人所得税率は、2014/15年度から3年間の時限付きで5%引き上げられ、30%となっている
	22.付加価値税 (VAT) (標準税率%)		10		出所: 1991年11月号法 ※VATは導入の如何について議論段階 VATに準ずる税として、販売税 (標準税率: 10%) が導入されている 但し、茶、砂糖、タバコ、アルコール等の例外商品あり 軽減税率 (5%) は製造用機器・装置に適用、還付 (2015年17号法) このほか、サービス税 (標準税率: 5～10%) もある
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)		20		出所: 2005年91号所得税法 日本とエジプトは租税条約を締結しているが、利子送金課税については未締結国と同率の20%
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)		免除		出所: 2005年法第91号所得税法
	25.日本へのロイヤル ティー送金課税 (最高税率%)		15		出所: 日本・エジプト租税条約 (租税条約未締結国の税率は20%) □

		米ドル	ユーロ	現地通貨 モロッコディ ルハム	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	263～880	237～793	2,566～8,581	出所:ジェトロ聞き取り 月額
	2.エンジニア(中堅技術者) (月額)	871～2,085	785～1,878	8,489～20,318	出所:ジェトロ聞き取り 月額
	3.中間管理職(課長クラス) (月額)	957～	862～	9,331～	出所:ジェトロ聞き取り 月額
	4.営業職(月額)	n.a			
	5-1.店舗スタッフ(アパレル) (月額)	n.a			
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a			
	6.法定最低賃金	13.46/時			改定日:2015年7月1日 月額:約2,566ディルハム(モロッコ労働法が定める「通常の労働時間(年間2,288時間)」を基に計算)
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給の1ヵ月相当			出所:現地日系企業聞き取り調査(平成24年度調査結果)
	8.社会保険負担率	事業主負担率:20.48% 従業員負担率:6.48% ■事業主負担率の内訳: 雇用保険:0.38% 医療保険:3.50% 年金:7.93% 職業訓練税:1.6% その他:7.07% ■従業員負担率の内訳: 雇用保険:0.19% 医療保険:2.00% 年金:3.96% その他:0.33%			出所:モロッコ社会保険公庫 / 社会保障欧州国際連絡センター(CLEISS)
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年:3.2% 2013年:2% 2014年:2.4%			出所:モロッコ中央銀行
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	51～169	46～152	500～1,650	出所:カサブランカ地域投資誘致局(Casainvest)、アルオムラン住宅・設備開発公社(AIOmrane) 工業団地名:ヌアスール、モハメディア 税・諸経費の内訳:税・諸経費含まず
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.62～0.72	0.55～0.65	6～7	出所:ウレドサレハ工業団地管理会社 工業団地名:ウレドサレハ 税・諸経費の内訳:税・諸経費含まず
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	9.44～26	8.50～23	92～250	出所:モロッコ不動産会社サイト 地区名:カサブランカ、ゴティエ、アマリフなど 占有面積:最小値の物件は240m2、最大値は376m2 税・諸経費の内訳:税・管理費含まず
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	821～3,078	739～2,772	8,000～30,000	出所:モロッコ不動産会社サイト 地区名:ゴティエ、アインディアブ、アマリフなど 住宅の種類:3LDKマンション 占有面積:120から200m2 税・諸経費の内訳:税・管理費含まず 住宅借上における現地特有の慣習(ある場合):敷金1～2ヵ月分

		米ドル	ユーロ	現地通貨 モロッコディルハム	備考
電気料金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.16~0.19	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.14~0.18	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 1.55~1.90	出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 料金算定方法:産業・農業用プラン VATは軽減税率(14%)が適用 1kWh当たり料金の最小値は下限設定ありで1~100kWh使用の場合、最大値は 下限設定なしで501kWh以上使用の場合
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.11~0.17	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 0.10~0.15	月額基本料:0 1kWh当たり料金: 1.09~1.62	出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 料金算定方法:一般家庭用プラン VATは軽減税率(14%)が適用 1kWh当たり料金の最小値は1~200kWh使用の場合、最大値はで501kWh以上使用 の場合
水道料金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:1.75 1m3当たり料金: 0.93	月額基本料:1.58 1m3当たり料金: 0.84	月額基本料:17.1 1m3当たり料金: 9.1	出所:LYDEC(カサブランカ地域の水道・電力事業会社) 料金算定方法:産業用プラン VATは軽減税率(7%)が適用
ガス料金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料:0 1m3当たり料金: 0.69	月額基本料:0 1m3当たり料金: 0.62	月額基本料:0 1m3当たり料金: 6.7	出所モロッコ総務省 料金算定方法:12kg当たり40DHを1m3当りに換算 ガスの種類:ブタンガス(都市ガスなし)
輸送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)				出所:郵船ロジスティクスフランスへの聞き取り 工場立地:(都市名):カサブランカ 最寄り港:カサブランカ港 第3国仕向け港:マルセイユ港(フランス) (1)対日輸出 工場立地(カサブランカ)→カサブランカ港→横浜港 陸送費(カサブランカ~カサブランカ港):750ドル 海上輸送費:1,090ドル THC含む、BL、AFR等手数料含まず (2)第3国輸出 工場立地(カサブランカ)→カサブランカ港→第3国仕向け港(マルセイユ港(フランス)) 陸送費(カサブランカ~カサブランカ港):750ドル 海上輸送費:1,010ユーロ THC含む、BL、ENS等手数料含まず (3)対日輸入 横浜港→カサブランカ港→工場立地(カサブランカ) 陸送費(カサブランカ港~カサブランカ):755ドル 海上輸送費:3,430ドル THC含む、BL等手数料含まず
為替	19.為替レート	1米ドル=9.7466 1ユーロ=10.8207 (2015年7月1日付)			
税制	20.法人所得税 (表面税率%)	30%			出所:モロッコ経済・財政省「2015年度租税一般規定」
	21.個人所得税 (最高税率%)	年収30,000ディルハム以下:免除 年収30,001~50,000ディルハム:10% 年収50,001~60,000ディルハム:20% 年収60,001~80,000ディルハム:30% 年収80,001~180,000ディルハム:34% 年収180,001ディルハム以上:38%(最高税率)			出所:モロッコ経済・財政省「2015年度租税一般規定」
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	20%			出所:モロッコ経済・財政省「2015年度租税一般規定」 軽減税率: 上下水道サービス、医薬品など:7% 飲食・ホテル業、観光業、銀行・為替業務など:10% 運輸・交通事業:14%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	10%			出所:大手会計事務所
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	15%			出所:大手会計事務所
	25.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税率%)	10%			出所:大手会計事務所

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
賃金	1.ワーカー(一般工職)(月額)	177～409	159～368	346～800	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)資料及びパリ事務所聞き取り(平成27年度) 月額(週48時間労働の場合)
	2.エンジニア(中堅技術者)(月額)	664～1,532	598～1,380	1,300～3,000	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)パリ事務所聞き取り(平成27年度) 月額
	3.中間管理職(課長クラス)(月額)	1,277～	1,150～	2,500～	出所:チュニジア外国投資振興庁(FIPA)パリ事務所聞き取り(平成27年度) 月額
	4.営業職(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-1.店舗スタッフ(アパレル)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	5-2.店舗スタッフ(飲食)(月額)	n.a.	n.a.	n.a.	
	6.法定最低賃金	(1) 1.584ディナール/時(週40時間労働) (2) 1.538ディナール/時(週48時間労働)			出所:チュニジア社会問題省 改定日: 2014年8月15日 月額:(1) 275.559ディナール、(2) 319.904ディナール ※交通手当(26.112ディナール)は別途要支給
	7.賞与支給額 (固定賞与+変動賞与)	一般的な支給率は基本給の1ヵ月相当			出所:現地日系企業聞き取り調査(平成24年度調査結果)
	8.社会保険負担率	事業主負担率:16.97%～20.57% 従業員(本人)負担率:9.18% ■事業主負担率の内訳: 社会保障:13%(うち健康保険基礎分:3.43%) 健康保険追加分:0.57% 年金:2.50% 加算税:0.5% その他:職業病保険0.4～4%(企業の部門次第) ■従業員(本人)負担率の内訳: 社会保障:5%(うち健康保険基礎分:1.32%) 健康保険追加分:1.43% 年金:2.75%			出所:チュニジア公的社会保障基金(CNSS)、欧・国際社会保険連絡センター(CLEISS)
	9.名目賃金上昇率 (2012年→2013年→2014年)	2012年: 2.23%、1.27%、1.2%、2.53% 2013年: 2.6%、1.43%、0.9%、1.04% 2014年: 1.11%、1.07%、1.23%			出所:チュニジア国立統計局(INS) 民間非農業部門における平均賃金の上昇率(四半期ごと、前期比) 2014年第4四半期はn.a.
地価・事務所賃料等	10.工業団地(土地)購入価格 (m2当たり)	10～31	9.20～28	20～60	チュニジア外国投資振興庁(FIPA) 工業団地名:最小値はガベス、最大値はスースの数値 税・諸経費の内訳:税・諸経費含まず
	11.工業団地借料(月額) (m2当たり)	0.28～1.85	0.25～1.67	0.54～3.63	出所:ザルジス工業団地サイト 工業団地名:ザルジス。最小値は土地、最大値は倉庫 税・諸経費含まず
	12.事務所賃料(月額) (m2当たり)	2.74～10	2.48～9.20	5.38～20	出所:チュニジア不動産会社サイト 地区名:チュニス市内 占有面積:最少値は130m2、最大値は54m2 税・諸経費含まず
	13.駐在員用住宅借上料 (月額)	792～1,532	713～1,380	1,550～3,000	出所:チュニジア不動産会社サイト 地区名:ベルジュ・デュ・ラック 住宅の種類:3LDKマンション 占有面積:最小値は120m2、最大値は220m2 税・諸経費の内訳:管理費含まず。 住宅借上における現地特有の慣習:敷金1～2ヵ月分

		米ドル	ユーロ	現地通貨 ディナール	備考
電 気 料 金	14.業務用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:4.52 1kWh当たり料金:0.14	月額基本料:4.07 1kWh当たり料金:0.12	月額基本料:8.85 1kWh当たり料金:0.27	出所:チュニジア電力・ガス公社(STEG) 料金算定方法:業務用高圧4料金体制プラン 1kWh当たり料金はピーク時
	15.一般用電気料金 (kWh当たり)	月額基本料:0.30 1kWh当たり料金:0.11	月額基本料:0.27 1kWh当たり料金:0.10	月額基本料:0.59 1kWh当たり料金:0.21	出所:チュニジア電力・ガス公社(STEG) 料金算定方法:一般用低圧2 kVA以上普通プラン 1kWh当たり料金は1ヵ月当たり電力消費量201～300 kWhの場合のピーク時 一般用の1kWh当たり料金のみVATは軽減税率(12%)を適用
水 道 料 金	16.業務用水道料金 (m3当たり)	月額基本料:59 1m3当たり料金:0.72	月額基本料:53 1m3当たり料金:0.64	月額基本料:116 1m3当たり料金:1.40	出所:チュニジア水道開発供給公社(SONEDE) 料金算定方法:月額基本料はメーター口径150mmの場合、基本料の3ヵ月料金を月額換算 1m3当たり料金は3ヵ月間の使用量が501m3以上の場合
ガ ス 料 金	17.業務用ガス料金 (m3当たり)	月額基本料: 181(固定)+0.30 (従量:1テルミ当たり/ 時) 1m3当たり料金: 0.02	月額基本料: 163(固定)+0.27 (従量:1テルミ当たり/ 時) 1m3当たり料金: 0.02	月額基本料: 354(固定) +0.59(従量:1テルミ当 たり/時) 1m3当たり料金:0.04	出所:チュニジア電力・ガス公社(STEG) 料金算定方法:1ヵ月使用量2,000万テルミの業務用高圧プラン 天然ガス
輸 送	18.コンテナ輸送 (40ftコンテナ)	(1)1,408 (2)1,288 (3)3,675	(1)1,268 (2)1,160 (3)3,310	(1)2,756 (2)2,521 (3)7,195	出所:郵船ロジスティクスフランスへの聞き取り 工場立地:(都市名):チュニス 最寄り港:ラデス港 第3国仕向け港:マルセイユ港(フランス) (1)対日輸出 工場立地(チュニス)→ラデス港→横浜港 陸送費(チュニス～ラデス港):480ユーロ 海上輸送費:875ドル THC含む、BL、AFR等手数料含まず (2)第3国輸出 工場立地(チュニス)→ラデス港→第3国仕向け港(マルセイユ港(フランス)) 陸送費(チュニス～ラデス港):480ユーロ 海上輸送費:680ユーロ THC含む、BL、ENS等手数料含まず (3)対日輸入 横浜港→ラデス港→工場立地(チュニス) 陸送費(ラデス港～チュニス):540ユーロ 海上輸送費:3,075ドル THC含む、BL、港税等手数料含まず
為 替	19.為替レート	1米ドル=1,9579、1ユーロ=2,1737 (2015年7月1日付)			
税 制	20.法人所得税 (表面税率%)	25%			出所:大手会計事務所資料 一般企業率 農業、手工業、健康関連産業、教育活動:10% TSE新規上場企業:20% 金融、保険、通信業:35% 炭化水素関連産業:50～75%
	21.個人所得税 (最高税率%)	年収1,500ディナール以下:免除 年収1,500.001～5,000ディナール:15% 年収5,000.001～10,000ディナール:20% 年収10,000.001～20,000ディナール:25% 年収20,000.001～50,000ディナール:30% 年収50,000ディナール超:35%(最高税率)			出所:大手会計事務所資料
	22.付加価値税(VAT) (標準税率%)	18			出所:大手会計事務所資料 軽減税率: ヒトや農産品の輸送、缶詰、医療活動、医薬品など:6% 情報機器、情報サービス、ホテル・外食、農機、農業向け低圧・中圧電力、一般向け低圧電力、燃料の一部、農産品・水産品を除く貨物輸送など:12%
	23.日本への利子送金課税 (最高税率%)	20			出所:大手会計事務所資料
	24.日本へ配当送金課税 (最高税率%)	5			出所:大手会計事務所資料
	25.日本へのロイヤル ティー送金課税(最高税 率%)	15			出所:大手会計事務所資料